

◎開議の宣告

- 田中敏雄 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 近 江 湖 静 議 員

- 田中敏雄 議長 14番近江湖静議員に発言を許可いたします。
14番近江湖静議員。

【14番（近江湖静議員）登壇】

- 14番（近江湖静議員） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、きょうは本当に朝早くから、大変忙しいところこのように多くの皆さんが、この近江湖静を叱咤激励していただくと同時に、日常ふだん、いろいろな悩み、問題、課題が山積しておりますので、皆さん方からぜひ市長の生の声を聞きたいと、こういうことがありますので、ひとつ皆さん方も、後で市長の答弁はじっくり、ゆっくり聞いていただきたいと思います、本当にご苦労さんでございました。

今日は、一般質問3日目でございます。昨日とおととい8人の皆さんがおりますけれども、トップバッターの我が会派の齋藤議員を筆頭に、8名の皆さん、本当に論旨も論調も迫力があって、素晴らしい弁舌でございました。反面、市長の答弁はいささか元気がないのではないかと、若干くたびれているのではないかと、体調が悪いのではないかと、こういうことが、昨日ライブ中継ということで皆さん方がビデオを見ていますけれども、そういう電話をいただきましたが、減量しているようでありますけれども、いたって元気であります。ここではちょっと元気がないようでありますけれども、外に行っては十分元気いっぱい働いているようであります。心配をしないでいただきたいと思います。

今月は環境月間でございます。5月31日の日曜日の横手川クリーンアップ大会を初め、公園、国道のクリーンアップ、そして地域町内会の側溝なり泥上げ清掃で目白押しであります。いわゆる清潔できれいなまちづくり、ボランティアで住民参加の協働のまちづくりの一環であると、私は一応皆さん方に言っているところであります。本当に参加の市民の皆さん、大変ご苦労さんでございます。

早いものです、私たちの任期もあと4カ月、9月議会を残すのみとなりました。10月18日に向けて既にスタートをしている方もおるようであります。4名減の厳しい戦いでございます。10月には、この場所にまたお互いに来られるように頑張りましょう。

先般、NPOセンター主催の今年度の大講演会が開催されました。講師は秋田魁新報社小笠原社長でありました。地元出身のせいもあってか、みんなも出席しておると思いますけれども、なんと204名の今までにない大盛況でございました。時代を読むというテーマでありました。KYではなく、空気を読むでなくて、時代を読むでありましたけれども、この開口一番、アメリカ発の100年に一度の経済危機と言われておりますけれども、今日、環境問題と高齢者福祉対策を取り上げないで、政治、行政も経済も社会も語るができない、これが始まりの言葉であったと思います。私も全く同感でございます。

そういうのを含めて、今回は温暖化防止の環境問題と、私の得意科目で自慢しております高齢者福祉の2点に絞ったところでもございます。私は、これでも政治家の端くれとして、この24年一貫して、生活者重視、それと社会的弱者の福祉行政をベースに、生活弱者の生活水準を救い上げることが行政の任務であると主張してきた一人であります。近年、あすあす天下を取るところまで来ている政党も、国民生活第一のスローガンです。当たり前のことであります、政治の原点は市民の生活維持向上ですから。

少々前置きが長くなりましたけれども、質問はいつものとおり庶民の生活に直接関係している当面の諸問題であります。今、市民の皆さんが何で困っているか悩んでいるか、そして横手市行政に何を求め、待ち望んでいるかでございます。極めて単純素朴な質問でもあります。私の地元の庶民の声をくどくど質問させていただきましても、市長は元気を出して、傍聴者の皆さんにもわかりやすくかつ簡潔にお答えくださるようお願いして、質問に入ります。

大きい1番でありますけれども、ストップ温暖化の環境整備、行政の責務と市民の義務と任務についてであります。

市報4月15日号の特集記事であります。CO₂を減らすために私たちにできること、地球温暖化を考える、その背景と行政の動向などの市民へのPRでございました。遅まきながら、市民もみずからの生活様式に温暖化防止の温室効果ガスの削減、節約を話題としながら、徐々に実行をするようになってきております。近年、カラスの鳴かない日があっても、地球温暖化、温室ガスの削減、環境問題が連日新聞、テレビで報道され、ようやく市民の関心が具体的に高まってきておると私は見ております。そのためにもどういう運動をするか、実行手段を議論するまでになってきたことについては評価し、前進したものと思っております。ただ、具体的な目標と行動基準がさっぱり見えてきておりません。市民がかかせない温暖化対策のごみの減量化対策でよいのか、疑問もございます。

先般、横手市環境美化推進委員会の理事会、その後総会が開催されました。来賓のあいさつで横手区長は、この1年でごみの排出量は3万1,103トンであった、この1年で可燃物も不燃物も約3%減らすことができた、そういう評価のごあいさつでありましたけれども、秋田県の保健課長さんですか、1人当たりのごみは県平均で1,132グラムで、横手市は932グラムであると。そして本県は890グラムに抑えたい、それぞれ県も市もごみの削減目標を出しながら、我々市民に運動要請をしておりました。

そこで、お尋ねとしては、当市のごみの量は毎年3万5,000トン前後であるということ、そして大体3%ぐらい減っておりますけれども、なぜこういうようなごみの量が減っているのか原因が不明である、

こういうことでありますけれども、それをはっきりしなければならない。

横手地区は、各町内から選出されている環境美化推進委員会があります。環美連としては、毎年9月と10月の2カ月、ごみの減量月間として集積所888カ所の袋数の増減の実態調査を行っております。これは厳密に言えば、全世帯、全市民の関心を強めていただくための精神訓話的な活動でもあります。全体的に、可燃ごみの減量効果がこの中では出ておらないと思っております。

ごみ担当者の取り組む課題としては、可燃ごみ、生ごみの問題であります。生ごみはその中で50%から60%が新聞やチラシ、その他の資源物が入っている内容もわかりました。したがって、これを減らすことによって減量効果が出ると、そういうことの分析が前から出されております。こういうような直接減量効果が出るようなごみの減量運動、分別運動、そういう知恵で、いま一步進んだ行政指導が必要なのではないか、行政のリーダーシップとサポートが必要だ、そういうことでどうお考えになっておるか。

2つ目は、横手市環境美化推進連合会組織の位置づけと存在価値ということでございます。あるいはどう評価しているか。

ごみ収集とし尿処理は市行政の固有業務と認識しております。推進員は、社会的な信望があり、かつ廃棄物の減量など地域環境美化に熱意と識見を有する者から市長が委嘱すると、推進員の証明書に明記されております。大変重みのある任務と理解し、それぞれ委員は受託しております。推進員は、文字どおり、地域内の清掃、美化、清潔、きれいなまちづくりのボランティア活動をして、真夏の30度を超える猛暑にも、マイナス10度より下がる真冬日でも休まずに、もくもくとその任務を忠実に全うしている任務であります。

先般、今年度の役員会と地域総会が開催されたときに、環境美化推進委員会協議会、今度は横手市の名称についても議論がありました。横手市環境美化推進委員会という呼称がそれでいいのかどうか、内容については横手地区だけでございます、現状では、ほかのボランティア団体についてはみな、地区とか地域とかいう名称がついているが、そういうのはどうだ、そういう問題。そのほかに、いろいろな環境美化推進に対する疑問、あるいは疑念、そういうものが多く出されておまして、このままでは環境美化推進委員会という組織がだめになるのではないか、せつかくのコミュニケーションを図れるようなこういうような組織も、合併によってわずか3年目でだめになるのではないか、意欲がなくなるのではないか、それぐらいの問題提起がされてきておりました。そして、議会と議員についても、こういう実態で、どうお考えになっているかという見解を求められております。

今改めて、横手市当局としても、この環境美化推進員の任務と性格、必要かつそれに対する報奨などについての見解をお聞きします。

いま一つは、不法投棄監視員の活動状況と、地区内の不法投棄の実態と対応はどうなっているかでございます。

前郷財産区で定期的に巡回をしています。あるいは市民会館の記念グラウンド、そういう周辺に置いている不燃物や粗大ごみ類に該当する不法投棄が毎月のように撤収要請が来ているという情報が来てお

ります。困ったものであります。したがって、横手地区の不法投棄の現況と対応がどうなっているかについて教えていただきたいと思ひます。

次は、ごみ集積所の設置場所と整備費用の問題であります。

現状、設置場所は町内会あるいは利用者のお任せ、丸投げの状態であると思ひております。新設費用は、生活環境対策事業補助金制度で、総費用の3分の2、金額にして6万円の上限となっております。この要綱は平成9年、10年前の制度はないかと思ひますが、言うまでもありませんけれども、ごみ集積所はトイレ同様、清潔で、そして美感上、あるいは冬の関係もあります、除雪対応を考慮しなければならないところに設置しなければならない。大変細かい話でありますけれども、聞いていただきたいと思ひますけれども、今、1基最低15万円から25万円かかっているようであります。これが通常価格であります。補助を受けても、町内会や利用する該当住民が10万円から15万円の負担となっている。

したがって、やはりこのごみの問題については今の温暖化に直接影響がある問題でありますから、このごみ対策に市当局としても、分別、リサイクル、そして減量化を徹底するための策として、行政で整備をするか、あるいは上限の見直しをしなければならない時期に来ているのではないか。それが清潔できれいなまちづくりを進めている町内コミュニティーの維持につながりがあるのだと確信を持っておりますので、所見をお尋ねしておきます。

4つ目は、担当部門が若干異なりますけれども、里山林の保全と整備によるCO₂の吸収活動であります。

昨日も34番議員が、専門的な知識を持っている方であるようでありますので、詳しい内容がありますが、重復しますけれども、お聞き願ひたい。

京都議定書の関係は言うまでもありません。今、新しく二、三日前には、2005年を起点として2020年までCO₂を15%減らす、そういう約束、準約束的ながら公表されております。その中で、森林吸収に対するものについては、かつては6%を削減するときは3.7%が森林吸収だと言われておりましたが、15%になると7.5%の非常に大きい数字が森林吸収による温暖化対策のCO₂削減の数値になる。数字だけひとり歩きしているという場合がありますけれども、ただ数字だけでは到底解決する問題でない。

要は、広義に言えば、森林環境保全整備事業であります。市町村の自治体においては、身近な里山林や都市公園の地域固有の景観の形成や、里山の植樹、育樹活動、間伐、下刈り、枝打ちや、林道の整備も推進事業になっておると聞いております。

私は、緑化推進委員会の責任ある立場も持っております。募金をお願いしているので余り評判はよくありません。緑の募金で防ごう地球の温暖化、これはスローガンであります。緑の募金運動でございます。横手市全市民に家庭募金ということで緑化推進の願ひをする、こういうことで今やっておりますけれども、特にこの担当の産業経済部林政の担当の皆さんには、大変ご難儀、ご苦勞をかけておまして、各地域、地区の企業や事業所にも願ひし、走り回っているのが現状でございます。これが1点でございます。

また、財産区の私も役員の一人として、財産区内の山林を守りながら、植樹、育樹のために私も十分な汗をかいておりますが、ご案内のとおり、市場経済の影響として、依然として里山林の整備状況は厳しい状況であります。財産区においても、この地球温暖化の問題や、そしてこれが国土と人類を守るための温暖化防止だという大義を前提にして、この森林救急事業の温暖化防止に積極的にタッチしておりますけれども、この里山林整備事業が、経済危機の対応が、この時期が私どもとしては千載一遇のチャンスではないか、そういうふうにとらえられておりますし、とらえることもできるかと思えます。

そこで、昨年創設された秋田県水と緑の森づくり税、これの里山林整備事業の推進の現状と今後の見通しの計画であります。

二、三日前に魁新報に上がっておりましたけれども、ハード事業として8,310万円ぐらいなようであります。それから、ソフト事業として、教育関係の支出によるということになっておりますけれども、613万円ということで、いずれも昨年より倍額の予算措置が講じられておりますので、ぜひやはり里山林の整備事業に積極的に申請をしながら対策を実施していただきたいものだなと、そういうことで状況をお聞きしたところでございます。

次は、大きい2番であります。福祉行政に入ります。

第4期高齢者福祉計画の問題点についてであります。

平成18年から始まった第3期介護保険事業計画は、予防重視型システムへの転換など新たなサービス体系の確立で、大幅な改正であったようであります。そして今年の4月から第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画、これは前期に引き続いて介護予防重視として、高齢者、介護者のニーズに考慮しながら、生活機能の低下を防止することでありまして、そして増えているニーズ、高齢者への具体的な対応となっております。そして高齢者の自立支援、いつまでも生き生きと暮らせる高齢者福祉の充実が看板でありました。

先般、高齢福祉課発行の第4期高齢者福祉計画、大した立派な本をいただきました。横手市の人口は、ご案内のとおり年々減少しておりますけれども、高齢者人口については、20年以後30%の大台に入っております、5年後の25年には3万1,000名の32.1%と推計となっております。

この高齢者の健康維持管理が問題であります。現状60%が健康で元気に活動しており、かつ経済的に少しはゆとりがあるということでありました。ただ、逆に30%の高齢者は身体不自由の生活弱者となっております。比較的、このアンケートのデータと合う内容でもございます。ただ、特徴としては、健康寿命という言葉をよく私は使いますが、自分で食事、入浴、トイレ、用足しができて、日常生活に心配の要らない高齢市民が、全国と対比しても比較的多いということでありました。

こうした現状と問題点をやはりとにかく分析しながら、福祉行政を取り巻く横手市のやり方は何か、該当高齢者は何を望んでいるのか、また地域町内会や集落の任務と義務は何かをしっかりと把握しながら確立をしなければならないのではないかと。それがいつまでも生き生きと暮らせる高齢者福祉の行動計画と確信をしているものであります。

そこで、いつまでも生き生きと暮らせる福祉の充実についてですが、現状より後退しているのはいか、元気がなくなる見直し、言葉はよくありませんが、強いものを保護、サポートとする、弱者を切り捨てるような見直しが問答無用で実施されました。その1つが、昨日も今日の後も取りあげております入浴券のサービスでございますけれども、非常に小さい問題ではないかという方もありますけれども、そうではありません。4人の方が真剣に取り上げているということは、それだけに大きな問題として全体的な福祉像として取り上げなければならないのではないかと、そういう思いであります。

高齢ふれあい課発行の黄色いイエローのチラシ、65歳以上の皆さんへ。4月1日から高齢者入浴券が変わり、高齢者入浴サービスデーが始まります。毎月第2水曜日、65歳以上の方、入浴料金は特別サービス料金として150円から300円、半額なようであります。そして横手市が発行する高齢者入浴サービスデーカードが必要、こういうメニューであります。

該当する市民の皆さんの反応は、今まで利用している方ではありますが、どうなのと。率直に言って、極めて悪い、特に公設の温泉施設のある町村地区においては、その住民の反応は、今までやっている入浴サービス制度の廃止を目指しているのか、こういう質問がございました。年齢の引き下げや半端な半額料金、こういうサービス見直しもありますけれども、特定日しか利用できない、指定日である。1カ月1日、30分の1の限定日、利用する減員は明らかであります。

4月に実施して以来わずか1カ月で、利用者からの苦情で見直しをすると市長説明でございました。横手市当局が主張しているこの入浴制度の見直しは、介護予防につながる、多くの人が利用するであろう、全く逆の方向になっていることに憤りを感じざるを得ないのであります。本当にわかっているのかどうか、こういうふうな気持ち、弱い人たちの。福祉の原点につながるような小さい事象である、こういう認識を持っております。

そこで、この2カ月のカードの発行と実績はどうであるか。この見直しは、単に直接経費の補助の節減ですか、そういうことです。高齢者福祉部会というのが開催されておりますけれども、この部会の論議経過と健康保持増進、元気の出る生き生き福祉のこの問題について効果をいま一度説明をしていただきたいと思えます。

その次は、配食サービス事業の見直しであります。

配食受取人は、今申し上げたとおり、社会的弱者に対して配るのである。配食を受けなければならない住民は、大半が超高齢者、身体に不自由を持っている、いわば弱い方々であります。特に冬期間の外出が困難な方が多く、いつも言われている、転倒による寝たきり予備軍のひとり暮らしの方々でもあります。配食回数の5回を2回に減らして、必要な人は業者が対応すると、こういうような内容であります。そして、合併時点でまちまちであったのを均一化する、合併のときまちまちだからそれを均一化するためにこういうふうな5回を3回に減らすと。全体的に予算が減っていないので後退していない、こういうようなお話でございます。

こうした発想と手法は、福祉施策になじまないものであります。営利企業の発想そのものであります。

単純な数合わせで、心も感情もつかんでいない官僚手法と言いたいのであります。横手地区配食サービス該当者の意見や要望を聞いておりますか、おらないでしょう。3月末の実績と4月以降の3回配食数と業者が対応しているプラス2回の現状と、弱者に対する基本的な考えをどう考えているかお聞きしておきたいと思います。

3つ目は、地域で安心して暮らせる地域ネットワークの構築と具体的なアクションプログラム、行動計画であります。

地域町内において、家族や向こう3軒両隣の連携、協力関係を確立する、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を支えるネットワークづくりである。地域住民と民生委員、町内会、市民団体の協働活動であると私は理解をしております。現状、社会福祉協議会においては、十数年前から、一人の犠牲者も見逃さない町内づくりを提唱して、一応軌道に乗っております。今、第4期事業計画で実施しようとしている地域ネットワークの地域町内会や各部落集落への要請の手續と実施時期はどういうふうにしていくのか、また社会福祉協議会、福祉協力員、民生児童員、こういう方々の位置づけと連携はどういうふうにやっていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

終わりになりますが、所管がちょっと違いますが、健康の駅関係であります。

初めに、毎週月曜日に、うちのほうの南町会館でも9時から10時半まで、健康の駅の小規模駅として大変健康の駅のスタッフの皆さんにご難儀、ご苦勞かけまして、軌道に乗っております。特に願法室長さん以下各スタッフについては、まじめに毎週来ていただいておりますけれども、このごろ1回おきの自主講座だそうです。そういうことで、皆さんも一人一人のリーダーとなって、テープと図面で頑張っておるということではありますが、大変結構なことではありますが、できればまずその指導員がマンツーマン、指導員を増やしていただきたい、そういうのが願いでありますけれども、それも全体的なことがありますから、自主講座にしてやっておる、そういう実態であります。

そこで、問題は、働き盛りの世代の生活習慣病予防と、高血圧から来る脳卒中の死亡値が高いこと、こういう分析であるようであります。

この予防について、個人と家庭に応じた対策が必要であること、そして血圧に関心を持ってもらうということである、全くそのとおりであります。今、一家に1台の血圧計をと呼びかけ、家庭での血圧測定の普及、啓発を進める。若干遅れをとっておりますけれども、大変結構でありますということで賛同するものであります。今、多くの中年高年市民は、みずからの健康について、特に血圧や血糖値に強い関心を対応を求めようになってきています。そのため、かかりつけのドクターの勧めで血圧計を購入して、みずから自己管理をする市民が急増しているとドクターからも聞いております。

そこで、重点施策として、一家に1台の血圧計を呼びかける、行政としてどのように宣伝、啓発するのか。ただ精神訓話方式の合言葉と紙切れのチラシで理解をさせながら購入をしていただくようにしているのか、全世帯に浸透し購入させる手法について具体的にお聞きをしておきたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目のストップ温暖化の環境整備についてのご質問が4点ございましたけれども、お答え申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、可燃ごみの中身について、あるいはその分別、減量運動の指導とサポートについてお尋ねでございました。

平成19年度に実施いたしました可燃ごみ分析結果によりますと、紙、布類の重量割合が約45%でございます。この中には資源として利用できるものも含まれていると考えております。全世帯に配布いたしておりますごみの分け方、出し方の手引きにおいてもお知らせいたしておりますが、古紙の類の資源ごみは、新聞、雑誌、ダンボールのほか、菓子箱など紙製の容器包装類、カレンダーやチラシなどの紙類も含まれておるところでございます。これらの回収協力については、広報などによりまして啓蒙を図るとともに、環境美化推進団体への呼びかけなどを通じまして市民の皆様のご協力をいただき、可燃ごみの減量に努めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

2つ目に、横手市環境美化推進員連絡協議会についてのお尋ねでございましたけれども、議員ご指摘ございましたとおり、この団体、横手地域をテリトリーとする団体でございますが、この推進連絡協議会の皆様には本当にご難儀をおかけいたしております。約900カ所の集積所のごみの分別、出し方の指導や、ごみの減量活動や再利用、集団回収、横手川等のクリーンアップの実施など、横手地域の環境美化に多大な貢献をいただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。この協議会、横手地域の環境美化を推進するため必要不可欠な組織であると思っておりますので、協議会が積極的に活動できますよう市としてもサポートしてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

この項の3番目に、ごみ集積所の設置場所等々にかかわるご質問でございます。

この設置につきましては、議員からもご指摘ございましたとおり、町内会が整備する場合におきまして、費用の3分の2の補助率で6万円を上限といたしております。平成17年10月、いわゆる新市誕生から平成21年3月末までの交付実績は216件で、金額にいたしまして約1,053万円となっております。設置場所の確保につきましては、町内会に主体的に取り組んでいただき、地域の生活環境の保全と公衆衛生向上にご協力いただきたいと思いますと考えているところでございます。

この項の最後に、里山林という表現でございましたけれども、CO₂吸収削減対策とのかかわりでのお尋ねがございました。

森林は、国土の保全、水源の涵養などのほか、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしております。しかしながら、近年間伐等の手入れが不足する森林が増えるなど、森林の機能の低下が危ぶまれており、京都議定書に定めた平成20年から平成24年まで6%削減のうち、森林吸収減において3.8%を達成するため、集中的な間伐等の実施促進を図る間伐特別措置法が昨年5月16日に施行され、全国で

330万ヘクタールの間伐を実施する必要があるがございます。市としましては、昨年度から市有林の間伐を毎年実施するよう計画しており、里山においても、美しい森林づくり基盤整備交付金事業で約25ヘクタールを計画いたしております。

続きまして、水と緑の森づくり税の利活用の部分でございますが、県民共有の財産でございますふるさと秋田の森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく仕組みとして昨年創設されたこの税であります。税額は個人で年額800円、法人につきましては、法人県民税均等割額の8%相当額であるわけですが、昨年度市内におきまして、針葉樹と広葉樹の混交林化を推進する事業など、4事業において302万5,000円の事業を実施いたしました。また本年度の計画としては、植樹、育樹、ふれあい支援事業など4事業で356万7,000円となっております。なお、このたび県から追加配分によりまして、ふれあいの森整備支援事業201万円を6月補正をお願いいたしているところでございます。

大きな項目の2つ目、福祉行政についてのお尋ねでございます。

ご指摘ございました高齢者入浴サービスの件でありますけれども、今年度から市内18の温泉施設のご協力がございまして、このサービスを実施いたしました。利用カードの交付人数は5月末現在で5,518人、利用数については、4月は454人、5月は562人となっております。この事業に対しましては、早速改善要望をいただきまして、6月から入浴時間の制限を廃止しております。今後も周知に努めまして利用促進を図るとともに、協力施設と十分な協議を行いながら、市民の皆さんにとってよりよい高齢者入浴事業となるよう努めてまいりたいと思います。

なお、昨年度における高齢者入浴券支給事業におきましてありますが、年間の入浴券の交付者総数は5,834人でありまして、年間延べ利用者数は2万2,281人、月平均いたしますと1,857人で、このうち3月におきます延べ利用者数、年度末ということであったかと思いますが、3,300人というふうになっているところでございます。

この項の2つ目の配食サービスについてでございます。

この配食サービスは、今年度から、ご指摘のとおり全市週3回以内に統一をいたしましたが、昨年度まで週5回であった横手地域においては、事業者の協力によりまして、これまでと変わらないサービス提供体制を維持しております。4月以降、この配食サービスを利用している方は261人で、週3回利用している方は133人おられます。このうち、横手地域において事業者独自のサービスを受けて週5回まで利用している方は63人となっております。昨年まで利用者がいなかった大雄地域では9人の利用があり、また月1回の利用であった山内地域においては、利用回数が増えたことにより、昨年と比べまして約3倍の配食数を見込んでおります。市全体での年間配食数を約3万4,100食と見込んでおり、昨年の実績に比べ5,800食増加することにより、事業の大きな目的である見守り回数も増加すると想定いたしております。引き続き事業の周知を図り、サービス提供とその充実に努めてまいります。

この項の3番目、地域ネットワークの構築についてのお尋ねでございます。

このネットワーク構築に向けた行動といたしましては、民生児童委員や福祉協力員との定期的な意見交換や研修会の開催、さらに市内の介護保険事業所のすべてを対象にした研修会を毎年開催するなど、身近な連携協働体制に向けた事業を実施してまいりました。第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画においても、なお一層連携体制の充実を図ってまいります。

その具体的な取り組みとして、来月10日、かまくら館において、行政とNPO法人、社会福祉協議会などで組織するフレンズ連絡協議会が、地域支えあいネットワーク構築について市民の機縁を高めていくためのフォーラムを開催する予定となっております。それとともに、ネットワークを構成すると考えられる町内会、民生児童委員、社会福祉協議会などとの連絡協議会を開催し連携を図り、各団体の地域活動に例えば高齢者の見守り事業を盛り込んでいただくことなど、一体的な活動を行っていくための具体的な検討を進めていきたいと考えております。また、今議会での事業の進捗状況の説明でも申し上げましたが、認知症サポーター養成講座を進めていくことも、地域のネットワーク構築につながっていくものと思っております。

この項の最後でございますが、健康の駅事業にかかわる部分でございます。

今年度は、特定健診受診者の40歳から64歳までの方を対象に生活習慣調査を実施し、家庭での血圧測定の普及状況等の実態把握に努めております。最も早い時期に健診を実施している平鹿地域の現状を見ますと、対象者の6割の世帯で血圧計を保有しておりましたが、そのうち毎日測定している方が4%にとどまり、約半数の方はほとんど測定していないという実態にありました。そのため、今年度は家庭での血圧測定の習慣が定着するよう、平鹿地域の新町町内をモデル地区とした血圧安全・安心活動を初め、すべての健康の駅や特定健診結果説明会など、あらゆる機会に周知を図ってまいります。ご質問の各家庭で血圧計を購入する際の助成につきましては、現在のところ考えておらないところであります。

以上であります。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 ご質問の中で、環境監視員についてお尋ねがございました。不法投棄の監視の実態ですとか現況、その対応であったかと思えますけれども、環境監視員につきましては、議員ご承知のとおり、横手市環境保全条例に規定しておりまして、趣旨、あるいは任務、対応等について規定してございます。

状況でございますけれども、現在監視員が市内に60名おりまして、監視の任務に当たっているところでございます。平成20年度の状況を見ても、苦情相談の件数が59件ありました。いずれ、その苦情等があった場合には、当然ですが、現地に行って調査する。その上で、撤去できるものについては監視員等が撤去しておりますけれども、回収ができない大きなものについては業者等に委託して撤去しているところでございます。また、不法投棄されたものがだれが投棄したのか判明した場合には、保健所なり警察のほうと連携しながら対応しているところでございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) 第1回の質問が長かったせいか時間がなくなりましたが、簡潔にお聞きしますが、環境問題でございますが、環美連の関係について一通りの答弁がありましたけれども、要は、現状の環美連の皆さんに意欲的に元気を出して頑張ってもらおうと、こういう時期ですから、そういうような方向になっておらない。なぜかと言えば、やはり交付金の問題もあるようであります。あるいは、特に今の出張所ですか、旧支所地区、出張所地区に配付されたある程度の補助金的なものの使途、これはやはり今までそれぞれの地域において、歴史もあるし、そして伝統もあるし、あるいは習慣もある。そういうものに、細かいいちいちそういうものについて、お茶はだめだ、弁当はだめだ、あるいは何もだめだ、こういうようなやり方では、各支所地区では環美連は解散せざるを得ない、ちょっと表現が悪けれども、そういうような意見があちこちから出ております。

そういうことではなくて、それぞれの地域ごとで、横手は8地区あります。そういうような非常に大事な組織であります。こういう問題について、やはりまたこれはコミュニケーションを欠いてくる、あるいはそういう少なくなるというような危険性があるということだから、そういう問題を今までどおりやってもらう手法を考えてもらえないかと、そういう本当に切実な要望がありますので、それを改善してもらいたい。今年から、あるいは去年あたり変わってきた。研修もだめだ、何もだめだ、こういうような問題提起があったようでありますので、それをひとつ変えてもらう。

それから、集積所の関係。これは市長がおわかりのとおり、山崎地区、うちの地区も集積所がありますが、これはやはり本来的には、行政で場所の問題、あるいはその費用の問題についても、本来的にはやはり行政の出すべき内容である。ですけれども、やはり地域の皆さんのボランティア措置の中でやらせている。今、ここ五、六年、建設資材が高くなった。それと同時に設備自体が、集積所自体が旧来の古材とかそういう古いものを使っては、とてもじゃないが、地域の美観上問題があるし、それを改善してきております。私のほうでも、毎年予算の関係がありますので1基ずつやっておりますけれども、さっき言ったとおりに、費用が年間やはり15万円から20万円かかると。費用ということは、町内負担、あるいは利用者負担にかかっている。大変であります。今やはり単なる木材ではなく、鉄骨だとか、あるいはステンレスだとか、そういうものでつくっております。そして路上ではやはり投棄との関係があるからうまくない。そういう実態、実情についてはあなたたちはわかりません。やはり見てもらわなければ困る。そしてどういふふう改善するか。それがやはり協働のまちづくり、地域の皆さんが元気を出す、そしてますますそういう人が増えていくというふうになると思いますので、それはやはり考えてもらいたい。後でそういう考え方を出示していただきたいと思いますが、時間の関係もありますので。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 環美連につきましては、横手地域の団体ということで、大変長い間頑張っていたいていいるし、これからも頑張りたいということは先ほど答弁申し上げた次第でございます。地域の環境を良好なものにしようという崇高なボランティア精神の最高の発露でありまして、これに対

しては最大級の賛辞を贈らなければならないことだと思っております。

しかし、これは行政と住民の皆さんとの協働の作業だというような位置づけを私どもはいたしております。そういう中での補助というスタンスでございます。行政がすべて準備するというということではないというふうに思っている次第でございます。高騰している部分につきましては、町内会の大きさだとか等々、さまざまな要因があろうと思えますけれども、その辺の内容についてはよく調べなければいけないのかなと思っているところでございます。できるだけ地元の方の情熱、熱意が活かされるようなまちづくりに私どもも応援していきたい。

ただ、補助金の問題のご指摘がございましたけれども、補助金の適切な使い方については、私どもが協議し、指針として出しているところでございます。研修がだめということは多分言っていないというふうに思います。結構なことではないかなと思います。研修の中身等々もよく吟味しながら、補助金の使い方についてもご協議させていただければありがたいと思う次第でございます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 ごみの集積所の場所の問題と、それから費用の負担について、補助についてお尋ねがございました。

議員おっしゃるとおり、ごみの処理につきましては市の責務であると思っております。先ほど市長も申しましたし、議員もおっしゃるとおり、協働という点から考えますと、やはり市と市民が連携して、あるいは町内等と連携して進めていかなければ、なかなかごみの減量につながらないと考えておるところでございます。

場所の問題につきましては、やはりいろんな事情がその地域地域にあると思っておりますので、やはりその地域の皆さんに集積場所を考えてもらうのが一番よろしいのではないかなと思っております。

それから、費用については、普通であれば大体8万円程度、8万円から10万円ぐらいでできそうではありますが、場所あるいは地域によっては——いずれ、かかった費用の3分の2を補助すると、上限を6万円といたしておるところでございますけれども、当面この額でお願いしたいと思っているところでございます。

以上です。

○田中敏雄 議長 14番。

○14番（近江湖静議員） 環境問題についてでありますけれども、くどくど言うんですけれども、6万円の実態わかりますか。今1基をつくる分についても25万円かかりますよ、補助金申請見ればわかるとおり。ですから、若干でもそういうようなものを、時代にあったものを、あるいは温暖化にも関係するとなれば、今環美連の皆さん方が元気を出していくということになれば、引き上げるべきではないか。それが時事にあった。そういうことが主な内容であります。ですから、実態をもう少し調査してもらいたい。そして各町内会なり、あるいは環美連がどういうふうに行っているか。

集積所の場所もしかりであります。道路上では到底認められないというより、美観上、投棄の問題も

だめなんです。民家の屋敷を借用しなければならないというのが実態です。それもやはり町内会なり、あるいはその利用者がある程度の謝礼とか、そういうのをやっている実態、細かい話ですけども。それとしたら、はい、6万円で、それで終わりでやりませんというのでは、余りにも冷血、無慈悲、こういうのが私のところの考えであります。

福祉もそのとおりであります。やはり入浴券しかり、入浴券のサービスの場合については、やっぱり日にちの設定というのが一番問題があるようであります。それをやはり見直ししてもらいたい。見直しをすると行ってください。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○奥清治 福祉環境部長 高齢者の入浴サービスにつきましては、施設側のほうとも、この後改善に向けていろいろ協議してまいりたいと思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

◇ 寿松木 孝 議員

○田中敏雄 議長 17番寿松木孝議員に発言を許可いたします。

【17番（寿松木孝議員）登壇】

○17番（寿松木孝議員） 17番の大雄地区から選出されました寿松木孝でございます。

質問も3日目となりまして、大変お疲れのところ恐縮でございますが、若干の時間をお借りしながら進めてまいりたいというふうに思います。

通常であれば前段を申し上げながら進めるわけですが、大変お疲れのところでございますので、割愛させていただきながら、議論の内容を深く進めていただけますようによろしくお願いしながら、質問に入りたいと思います。

まず、1点目の今後の市制についての質問であります。

私は、この質問を出すときに、市制の制の字を迷いました。本来であれば政、これが市政であるというふうに思っておりますが、残念ながら、今我々が一生懸命頑張っているつもりではありますが、市民の目からは本当に政に写っているだろうか、こんな意味合いからわざとこの制度の制を用いました。

我々も合併してから早4年の任期を終えようとしております。合併に関しましては、多大な犠牲が発生しましたし、幾多の苦難も乗り越えながら、新しい横手に対する大きな希望を胸に、県内でも類を見ない郡市一体の合併を成し遂げて今日に至っております。合併当初は、旧市町村が行ってきた施策の違いなどもあり、新しい制度への移行に大変戸惑いながら、悩みながらスタートしたことが思い出されます。自治区制度に対しましては、私たち市民がその制度の理解不足から、合併前の自治体との混同により多くの不満の声も聞かれました。また区長制度におきましても、区長の持つ役割、また権限がわからず、事務事業におきましても、本庁と地域局の役割に対しての認識が足りないため、大変な困惑があったように感じられました。

そのような混乱の中でのスタートだったのですが、私は、その中で市長が打ち出してこられた政策枠の各地域局に配分される地域枠予算、そのものに関しましては、金額以上の大変大きな効果を上げられた、このように感じております。現在では、各地区会議、地域協議会、それぞれにその役割を果たし始めましたし、各地域局におきましても、区長を中心に、設置のねらいであった本来の機能を取り戻しつつあるように感じているのは私一人でありましょうか。しかし、その区長の任期も今年12月いっぱいあります。また地域自治区も設置期間が22年3月末までとなっております。来年度以降の組織のあり方に対しましては、大変な心配をしている一人でもあります。

市長は、所信説明の中におきまして、総務課、経営企画課、財政課の職員の方々に構成する改革事務局を立ち上げ、庁舎のあり方を含めた組織機構改革の素案の検討を始めており、9月ごろには報告をされるようですが、市民の暮らしに直結した関心事でありますので、どうか新しい組織機構、また庁舎のあり方を、現時点で構いませんので、市長ご自身が思い描くその方向性についてお聞かせ願いたい、このように思います。

次に、各種団体に対する補助金のあり方についてお聞きしてまいりたいというふうに思います。

市が補助金を拠出している各種団体は、合併前からの市町村から引き継いだものがその大部分を占めているというふうに認識しておりますが、新市誕生から本年まで3回の予算配分の中で補助金を拠出されました。残念ながら私の耳に入ってくる各団体からの声は、そのほとんどは毎年のように補助金が減額されている、また全くなくなってしまったとの内容がほとんどであります。確かに8つの旧自治体がそれぞれに行ってきた政策の中でのさまざまな団体があったことは容易に理解できますし、新しい横手市になってからの各部局におきましても、担当職員の方ですら初めて目にする団体も少なからずあったことと思います。そのような中におきまして、適正な補助金のあり方が検討され、統一的な補助の要綱がつけられてきたものと認識はしております。しかし、その一方におきまして、各部局におきましては、枠配分方式の予算となっているため、部局内の予算配分の都合により、一方的に補助金を減額している事実もあります。

そのような中におきまして、現在まで見直しを受けた補助を受けている団体の数、見直されて減額された補助金の額、そしてそのことによる影響をどのようにとらえているのかについてお聞きしたいというふうに思います。あわせて、見直しを受け、補助を受けている団体から出されている要望、意見、またそれらを踏まえた来年度以降の対応につきましても併せてお聞きいたします。

続きまして、さまざまな市民サービスに対しての質問をいたします。

合併後、各地域の方々から、役所に親近感が持てない、遠くを感じる、対応が冷たいなどの声が寄せられるのは私にだけでありましょうか。多くの市民の方々が感じていると思われるこのことは、市民に一番身近な地域局に対しての声であろうということは容易に想像できるわけですが、その原因の一つには、地域局に地区外のなじみのない職員の配置であったり、担当職員の市民への不親切な対応、また地域局に各事業に対する決定権がないことなど、スピーディーな対応ができない、そのような部分であっ

たりと、ある意味市町村合併の中ではやむを得ないことであったことも事実であろうと思います。

また、それとあわせ、さまざまな施策に対しての反発もあるようです。旧自治体で行われていた特徴のあるさまざまな施策が、合併後になくなってしまったり、同じような施策においてもその地域の現状に合わなかったり、またその施策が若干の運用の変更することによりいいものになるのに、その変更ができないといった柔軟性に欠けている、そんな画一的な施策により、地域によってなじまないものが見受けられ、不満の声が上がっている、そのように感じられます。

そのような中でもありますが、地域限定の中で行われている、大森地域や平鹿地域で運行されている巡回バス事業などは、地域の皆様にはおおむね好評のようであり、やはりこれは進めて、そのまま各地域にあわせた事業をしていくべきではないかな、このように思っているわけであります。また、各種イベント、お祭り、それにはそれぞれの地域にマッチした運営がされているようで、特徴的なすばらしいものが数多く見受けられ、大変喜ばしいことと思っております。

合併した横手市は、大変に広く、8つの自治体が大同合併したものであり、その地域の中で行われてきたさまざまな施策は多種多様であったことから、合併協議会におきましても、相当のエネルギーを使い統一化を図ってきたものと思っておりますが、現状を踏まえた中で、すべて画一化された施策だけではなく、その地域の特徴が生きるような施策の運営を考えるのも一つではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか。今後の進め方についてお伺いしてみたいというふうに思います。

また、市が打ち出している施策が本当に市民のほうを見て運営されているのか、私には大変疑問に思うことが多く見受けられます。私も、この部分につきましては、この議場において何度か提言させていただいております。

しかしながら、今年度から様変わりして事業化されている高齢者への入浴サービスデー事業は、全く利用者を無視した施策であり、残念なことでありますが、やはり市民のための市制にはまだまだ程遠いと感じているのは私一人でしょうか。この件につきましては、諸先輩方々からも意見が出されております。要は、この事業が何のための事業であったかという根本が抜け落ちているというふうに私は思います。

この事業は、昨年まで高齢者入浴券支給事業として、70歳以上の方々に市営温泉施設をいつでも利用できる6枚の入浴券を配付し、健康増進を目的に実施されておりました。私は、この事業に対しましても質疑をしております。そのときの市の答弁はこうでありました。質疑の内容から先に申し上げますと、余りにも利用券の利用率が低すぎる、どうするのか、今後の事業のあり方はどうなのかという内容を問うております。これに対する市側からの答弁には、もっと市民の皆さんが利用しやすい内容として事業内容を充実させ、利用率の向上を目指したい、この内容の答弁でありました。

しかし、新しい制度は、皆様ご案内のとおりであります。全くの後退なのであります。確かに、本年度の当事業におきましては、民間施設の協力をもらいながら、利用できる施設数の数は増えております。しかしながら、月1回限りで第2水曜日、最初に出された案では10時から4時まで、料金は半額助成。

こんなのが、利用率の向上を目指した拡充していく施策なのでしょうか。私から見ると、全く事業の後退としか見えません。

さて、この事業が住民の方々に周知された4月中旬すぎから、私のもとにもたくさんの受給対象の方々から声がありました。その内容は、皆さんおっしゃられたとおり、月1回の使用期限を限定されては、家族に送ってもらうこともできないので利用できない、また、晴れている日は農作業等もあり、こんな形では利用できない、こんなことなら去年までのほうがまだ良かった、そんな声でありました。そのようなことから、高齢ふれあい課のほうへ事業の見直しを私も要望しましたし、また多くの市民の方からも声が寄せられ、その声にこたえる形の中で先日の見直し案となったものと思っております。

しかし、この見直された案は、時間だけが延長されたものであり、根本的には何も変わっておりません。やはり、この事業がだれのために何を目的している事業なのかその部分をごっそり抜け落ちており、私には全く理解できないのであります。最初に出された入浴サービスデーの事業の内容にも、先ほど言いましたとおり驚きましたが、あちらこちらから寄せられた多くの不満の声にこたえる形で出された見直し案が全く市民の声を反映していないことに、驚きを通り越して、ある意味怒りさえ覚えるものであります。

当然、このことは政策調整会議を経て決定されたのだと思いますが、その会議の中でもそのような住民の声は出なかったのでしょうか。また決定されるに当たりまして、市長としてはどのような判断基準で、市民の声を無視しながらこのような施策を行ったのか、そのことについてお聞きします。

続きまして、大きな2点目の新しい浄水場の整備についてお聞きします。

この部分については、午後から我が会派の佐藤功議員も質問なされますので、私はとりあえず露払いという形でさせていただきたいというふうに思っております。

私たち会派さきがけにおきましては、安全・安心な市民生活に欠かせないライフラインの水道事業に注目しまして、今後の横手市の重要課題の一つである水道事業について勉強を重ねてまいっております。そのようなことから、新たな浄水場整備に向けさまざまな提言を会派としてさせていただいてまいりました。今回もその一環として質問するものでありますので、よろしくお願いいたします。

現在、老朽化しました上内町浄水場の改修に向けての環境整備が進められております。安全で安心なおいしい良質の水道水を供給するための基本は、公共用水域の水質保全にあるのはもちろんであると考えます。

しかし、各地におきまして、実際に、湖、沼、ダム、河川など、水道水源の富栄養化に起因する水道水の異臭味被害、これは水温上昇によりプランクトンの大量発生やさまざまな藻などが主原因のようではありますが、また有機塩素化合物による地下水の汚染、トリハロメタン前駆物質と塩素の反応によるトリハロメタンの発生など多くの問題が発生しております。また最近では、エストロゲンなどの微量汚染物質も検出されているようで、エストロゲンとは、工業や農業活動に由来するもののほかに、人畜由来の女性ホルモンの成分でありまして、人や生物の生殖機能に重大な影響を及ぼすことが危惧されている

物質のようであります。これは、従来の浄水処理では除去し切れないと報告されているため、この除去には、活性炭吸着処理や生物分解処理を用いた高度な浄水プロセスが有効であるというふうに考えられております。

これらの問題に対処しますため、厚生省では、昭和63年3月に高度浄水施設導入ガイドラインを作成しながら、高度処理施設を設けようとする水道水に対しまして国庫補助制度を発足させております。このガイドラインによりますと、高度浄水施設とは、通常の浄水処理方法では十分に対応できない臭気物質、トリハロメタン前駆物質、色素、アンモニア性窒素、陰イオン界面活性剤等の処理を目的として導入する活性炭処理施設、オゾン処理施設、及び生物処理施設を指すものとされているようでございます。

現在策定中の上内町浄水場の改修では、セラミックろ過方式が検討されているようでございますが、このようなことから、それとあわせてこの粒状活性炭と微生物を利用した高度浄化処理施設を組み合わせ、安全・安心な水道水の供給を目指すべきと考え、提案するものであります。

以上で壇上からの質問を終えるわけですが、今議会に限らず、市長の質問に対する答弁には少なからず私は疑問を持っております。我々議員はもちろんであります。市長におかれましても、直接住民の皆様から選ばれておられる特別職であります。ぜひ、執行する側、行政側の立場のみの考え方ではなく、やはり市民の立場に少しは身を置きながら、考えながら行政執行していただけますよう、またそういう意味合いを込めたご答弁も考えていただけますようご期待申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 最後に言われました市民に立場に立っての答弁でございますが、答弁そのものもそうでございますが、ものの考え方はすべからくそうあらねばならないというように私も思っております。どの辺を指して議員がそういうふうにご指摘されたかは定かではありませんが、その中で間違っただけの仕事をしてきた部分というのは当然あったわけでありまして、そういうことについては、真摯に反省をしながら直していかなければいけないと思っております。しかし、全体的なことで申し上げますと、私のスタンスは、議員に言われるまでもなく、私は市民の立場に立って仕事をしてきたつもりであります。間違っても市役所職員の側に立って仕事をしてきた覚えはございません。まず先にそのことをお断り申し上げます。

さて、1点目でございますが、今後の市制、政でない制度の制だということの説明がございました。私もなるほどなと思っております。答弁は職員とよく練ったものがございますけれども、これは読みません。

先般、大雄地域において私のまちの市長室をやった折に、その折には議員もご出席でございましたので、相当おわかりいただけていると思っておりますけれども、合併協議会の中でその必要性が議論されてつくられた地域自治区制であり区長制でございました。しかし相当短時間で練り上げた制度でございまして、

合併協議会の中でも十分にこなれたとは言いがたい中でスタートしたところでございます。そういうことで、執行する、推進する側においても、私にとっても、あるいはそれぞれの区長においても、職員においても相当の混乱はあったことは事実でございます。もしかしたら今でもあるのかもしれませんが、また、制度として十分練れたものになっていたかどうかという反省もあるわけでございます。

しかし、殊ここに至った中で、来年の3月をもってなくなるわけでありますので、やはりその反省を踏まえて未来志向で考える必要があるだろうと。では、この先どうしたらよりいいまちづくりができるのかと、地域局運営ができるのかという視点ではないかなと思います。

これについては、基本的には地域自治区はなくなるわけでありますけれども、地域局機能は十分に生かさなければならぬというのは基本スタンスであります。これは職員の組織という意味でございます。地域局でありますから局長は当然置かれるわけでございますが、その局長には事務方の地域のトップとして相当腕を奮ってもらわなければいけないだろう、優秀な、そして広い視野を持った、片方の目ではしっかり地域局管内、所掌する管内を見据えながらも、もう片方の目では10万新市を見られるような、そういう職員でなければいけないと思います。現在の区長さんの皆さんにも私はそのことは要望いたしてきてまいりました。来年4月以降も同じことが地域局長には求められるのではないかなと思います。

さて、住民主導のまちづくりということで申し上げますと、地域協議会、地区会議でございますけれども、これは十二分に効果を発揮していただきたい。今現在のその働き、機能ぶりが相当温度差がございます。やはりこれも我々にも責任はないとは思いません。住民が主体となったまちづくりをするために諮問機関という性格はあるにしても、もっとみずからの地域のためにというような部分をこれからも説明しながら、鼓舞しながら、そういう運営にさせていただく必要があるだろうと思っております。ますます地域協議会、あるいは地区会議の重要性は増すものだというふうに思っている次第でございます。

2点目の各種団体の補助金につきましてでございます。

これにつきましても、補助金というのは、8市町村が合併したわけでありますから、ご指摘のとおり、極端に言えば8つの価値観でもって補助金を決めたものというのはやっぱりあると思います。それは、10万新市の視点に照らしたときに妥当かどうかという判断がまず必要だと思っております。そういうことを基本にして補助金の見直しをしているわけでございます。したがって、従来よりも減額になるのが少くないのは、ある意味ではやむを得ないことなのかなと。ただ、ご指摘あったとおり、一方的と議員は表現されましたけれども、一方的ととられるような補助金の削減の仕方をしてきた反省を私どもはしなければいけないと思っております。説明が足りなかった部分は無しとはしない、そう思っている次第でございます。補助金に関する指針というものをつくりました。今まで以上にしっかりその方針を説明して、理解を得る努力をしながら実践していく、それができる職員、組織にしていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

なお、具体的な話でありますけれども、本年6月末現在での補助金の申請状況でございますが、交付団体数224団体、補助額が1億1,150万円、この中で昨年より補助額が減少した団体は52団体、減少額

810万円、増加した団体153団体、増加額270万円、そのほかの19団体は昨年と同額でございます。

なお、交付団体からは、先ほどの14番近江議員からのご質問にもあったところでございますが、食料費等々についての問い合わせが多く寄せられているところでございます。これなどについての説明はまだ足りないのかなど、周知いただけるように、わかっているように徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

この項の3番目に、合併後のさまざまな施策で、例えば画一的なもの、あるいは地域局の対応においてさまざまな不備等々ご指摘ございました。画一的というご指摘がございましたけれども、言葉のあやではございませんけれども、私どもは10万新市という一体感を醸成する立場に立って、統一的なサービスということを念頭に置いてございます。画一的という言葉にとらえられると大変残念でありますけれども、統一感を持った政策であるべきだということで統一化という言葉を使った次第でございます。それが表面的な部分に過ぎれば画一という指摘になるのかなど。

そういう意味では、まだまだ我々の説明が足りない部分はあるかと思っておりますけれども、統一しなければいけないということについてのご理解は、いただけるものだというふうに思うわけでございます。そういう中で、地域の特性というものをどう生かし、バランスし、ほかの地域にそのことが理解いただけるようなことなのかというような整理を、やはり私どもはもっとしなければならぬのかなど思っている次第でございます。

地域局のあり方についてのお尋ねの中でも、人事異動をやっておりますので、対応地域においては4割を超える職員が他の地域から参っております。これからも大雄地域に限らず、議員ご指摘の言い方によればなじみのない職員というようなことになるわけでございますが、そうそう減ることはなからうと思っております。なじみのない職員であってもサービスはしっかりできるような、そういう職員であらねばならないということは自明でありますので、何とかそういうふうに行っていく努力を我々はしていかなければならぬだろうと思っております。

なお、スピーディーな対応、いわゆる対応が非常に遅いというようなことについても、本庁があり地域局がありというような事務分掌の問題もございまして、やはりあわせて、合併間もないこともあったでありましょうけれども、地域局の職員が、仕事の役割分担だとか仕事の調整の仕方だとかということに戸惑いと混乱があったことも事実だと思います。そういう点については、これからも組織の見直しとあわせて直していくように努力しなければいけないというふうに思った次第でございます。

そして、この中でご指摘ございました高齢者入浴サービス事業でございますが、これについては、市民、あるいは利用する立場に立たない政策だったということをおわび申し上げます。これについては、ご案内と思いますが、去年までの事業が地域に公共の温泉施設を抱えない横手地域が除外された中の事業でございましたので、十文字もそうです、何とか公平に、統一的にやりたいというふうな思いが最初でございました。それをやるとなると、やはり民間の施設の協力を得なければいけないということで、担当は相当努力したようでありまして、しかし、粘り強い交渉が結果として足りなかった。そして、

市民の目線で新しい事業を構築するという気構えが不足しておったというふうに、率直に反省いたしております。

とりあえずは時間の変更だけをいたしました、撤廃いたしました。日にちの変更については、なお検討しなければならない部分があって今回はできなかった次第でございます。これについては、再度、どういうやり方が今ご不満をお持ちの市民の皆さんの期待にこたえられるのか、考えてまいりたいというふうに思います。

最後に、浄水場の整備についてのお尋ねがございました。

今年度策定いたします基本設計におきまして、浄水処理方式としては、膜処理方式と急速ろ過方式の比較検討を行って、この中において活性炭処理についてあわせて考える、こういうことで検討する予定でございます。ご指摘ございましたアンモニアの除去につきましては、高度浄水処理設備が必要となりますので、そのためには粉末活性炭や粒状活性炭による処理がいいのか、またそれ以上の高度浄水処理方式が必要になるのか、上内町浄水場に設置いたしました粉末活性炭による除去装置の効果を検証いたしまして、また事業費も考慮しながら、基本設計を進める中で検討してまいりたい、このように思っている次第でございます。

今後も、市民の皆様へ安全・安心でおいしい水を供給できますよう、かつ企業会計を通して運営しております、費用対効果が最大になるような事業をあわせて検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○田中敏雄 議長 17番。

○17番（寿松木孝議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、追質問のほうに入ります。

まず、一つずつやっていきたいというふうに思いますので、今後の市制の中の組織体のあり方についてであります。

市長は先ほど、地域局は機能として残しながら、また局長を配置しながらという、さまざまなお話がありました。その中で、やはり地域局、これは当然後で、先ほどの市長のもとにいろいろ調整されている会議の中で具体的な事務分掌は出てくるものというふうには理解はしますが、地域局の中で、少なくとも特化した形の地域局になるのか、要するに窓口業務だけのものになるのか、それともそれ以外のものまで想定しているものになるのか、まずその1点をお聞きします。

それから、地域局に局長を残したい、局長をお残しになるのはありがたいですし、そういう形にしていきたいと思いますが、役職と言ったらおかしいんですが、どの程度を考えておられるのか。次長級なのか部長級なのか。要するに、政策調整会議にかかわってくる部分、その形があればですけども、そういう形で今までどおりの行政スタイルを進めていくとすれば、そういう形のもので踏み込んだところが必要なかというふうにも思いますが、そこら辺はどのように考えているのかということについてもあわせてお聞きします。

とりあえず、この項については以上です。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 ご指摘ございました地域局の仕事の範囲でございますけれども、今まさにその議論を内部的に進めているところでございます。窓口業務は当然といたしましても、それ以外持っているさまざまな機能がございまして、ここら辺が本庁業務と非常に重なる部分でございます。逆に言えばグレーな部分というか、非常に効率が悪くて、だれからも評判が悪いというような部分でございます。しかし、確実に職員は減るわけでございます。減らしていかなければならないというふうに思っておりますので、どういう組織の体制、あるいは仕組みをつくったら、市民の皆さんに不便をかけないで、窓口業務以外の仕事がうまくこなせるかということがまず前提でございます。職員を置かないとか置くとかという問題ではなくて、その視点でもってまず考えようということで、各部局、地域局も含めて、投げかけてございます。その議論の中で何とかいい方向を考えたいなと思っております。

それから、局長の位置づけでございますが、これもまだ何も検討いたしておりません。ただ、指摘ございましたとおり、政策会議メンバーに現在区長が入っております。区長制がなくなった後に、局長というよりも、地域局における業務がどこまでになるかによって、政策会議メンバーとして毎回必須の条件となるかどうかということが決まってくるんだろうと思っております。その辺の仕事の整理をする中で、肩書きがどうかということではなくて、住民にとって重要な政策決定に局長はどのような部分でかわるかということ、これは相当議論しなければいけないだろうと思っております。そういう中で、位置づけはおのずと決まってくるのかなと思っております次第でございます。

○田中敏雄 議長 17番。

○17番（寿松木孝議員） 大体わかったようなわからないようなところでございますが、非常にグレーな部分が多過ぎてなかなかわかりづらい部分もあります。ただ、これにつきましては、確かに今会議も立ち上がって協議中ということでありますので、できるだけ早い機会に、住民の皆さんが一番心配な部分でもあろうかと思っておりますので、お知らせいただきたいというふうに思います。

それにあわせて、この項で私が1回目のときに言った部分でご答弁いただいていない部分があります。庁舎のあり方もあわせてというふうに言いました。といいますのは、我々議会側にも庁舎の建設のあり方がどうなのかという検討委員会ももちろん持っておりますし、先般、民間の方々100人の諮問をされて答えも出ております。しかし、残念ながら、市長がどういう方向で考えているのか、どうしたいのかというのが全く見えていません。これは私だけではないと思うんですが、市長が公的に自分としてはどうなんだという部分を全く出しておりません。これは影響を与えるから出たくないというふうな考え方なのかもしれませんが、私の感覚からすると、トップの方は、やはり諮問をする場合は、自分はこう考えるんだがどうなのかという、それが諮問だというふうに私は理解しているんですが、ここら辺を含めまして、市長がどのように思っておられるのかお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 本庁舎のことだというふうにお聞きいたしましたけれども、本庁については、100人委員会をお願いした中で、もちろん私の考え方は申し上げませんでしたし、率直なさまざまな意見をいただいていたところでございます。それを受けて、我々として、執行部側としてどう考えるかという中で、最終的に私が自分の判断をしなければいけないというふうに思っています。それは9月に議会の皆さんに方向づけをお話しする中で説明するタイミングなのかなと。今は、したがって、職員にも部局長にもさまざまな検討を指示いたしておりますけれども、私の結論は申し上げておりません。それは、それぞれの立場での協議の妨げになるというふうに私は思っていますので、仕事をどうするかということが先でございまして、庁舎の問題は後だろうと。仕事を実現する上で庁舎というものはついてこざるを得ないだろうというふうに私は思うわけでございますので、庁舎をどうするかということありきではないという考え方を持っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 17番。

○17番（寿松木孝議員） うまくご答弁なされました。

この部分については9月に争点になるだろうなというふうに理解しますが、なかなか争点が余りぎりぎりになりますと、我々も含めまして、議論の場の余地がなくなるかなというふうにも考えておりますので、この部分に関しましても、まずできるだけ早い段階で、仕事のやり方がどうだから庁舎が必要だとかという話以前に、仕事をやる上で庁舎が必要なか必要でないのかということも含めて、それ以前本来であれば、我々が今仕事をしている中で庁舎が必要なか必要でないのかという議論があってもおかしくないと思うんです。自分たちが、皆さんがお仕事をなされている中で、各地域に分散している今のやり方の中で仕事がスムーズに行くのか行かないのか、それにかけるコストが仕事量に見合うのか見合わないのか、こういう議論だと思うんです。もう4年間たったわけですから、ある程度のことはわかっていると思います、皆さんの中で。おのおのお持ちだと思います。

だから、早急に出してくださいということは、そういうことなんです。我々が外から見て判断した中で、いや、仕事が大変そうだから建てろとか建てるなとか、そういう次元の話の以前に、仕事をする上で必要なか必要でないのか、こういう部分をはっきり出してくださいという、そういうお願いなんです。その中で、当然地域局の機能だとか、それから地域局に置かれる局長の位置だとか、そういうのが逆にわかってくるという、私はそういうふうに思います。みんなでがやがやもやもや話をしたから決まってきて、そして最後にわかるというのではなくて、やっぱり何が必要でどうなのかということを整理すれば簡単にわかる話だと思いますので、この件については今ご答弁を求めても無理でしょうから、今はしません。その部分を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、補助金の件についてであります。

今、市長が具体的に、下がった団体、上がった団体、いろいろ申されました。その中で、見直しの案が出ています中で、先ほどから出ている食料費の部分も含めてなんですが、非常に弾力的ではない、かたくなだというふうを感じる部分の一つあります。

例えば食料費という一つの、要するに集まって飲食にかかわるものというふうに私は理解していますが、この部分についても考え方はいろいろあると思うんです。例えば補助金団体であっても、いろいろな仕事をしている団体もあります。ボランティア的な仕事をしている団体もあります。本来であれば、そこに来たものはそこで再分配して、皆さんに今日出て仕事していただいたからと再分配すればいい組織もあるはずなのです。でも、そういう形の中ではなく、それをプールしておいて、年に1回総会なりそういう部分で使いましようとしている団体もあるんです、あったんです、前。でも、そこら辺に関しては、やっぱり飲食に使われているということも含めまして、やっぱり補助金がなくなってしまったという団体も実際に知っております。また、絶対残してほしいなという思いが地域にある団体もあります。しかし、そこを支援するための補助金はゼロです。

これは、具体的に言いますと、例えば火災予防組合なんて仕組みもそうなんです。地域のお母さん方が全戸加入で大雄の場合は入ってくれているわけです。いざというときには、炊き出しを含めいろいろな部分の手当をしてくれて、みんなボランティアなんです。ここに旧大雄では補助金は出ていました。確かに、その補助金はプールして、1年に1回総会をしたときに、そのお母さんたちの賄いによって変わった部分があります。でもその賄いによって変わったことによって地域コミュニティが生まれて、全戸加入ですから、どこそこの家に新しいお嫁さんが来たんだって、こういう話が出てくるわけです。私は、地域のコミュニティ機能を非常に高めているすばらしい団体だと思っていたのですが、その賄いの部分が引っ掛かって多分切られたと思うんですが、今は補助金がゼロであります。

ですから、画一的な施策というのは、こういうことも含めてお話したつもりなんです。やはり、その地域事情の中にあって、特性として非常にすばらしいものだというものは伸ばすべきではないかな、ほかの地域にも進めていくべきではないかな、これが施策だと思いますし、市の狙いだと思うんです。そこをいびつだからとりあえず切ってしまうというやり方ではなくて、やはり全体を見ながら、これは内容をわかっただいて、その組織が行っているいろいろな内容を調査していただいて、やっぱり認識を持ってもらって対応していただきたい。この団体1つではないんです、いろんなのがありますけれども、やっぱりそういうことも含めまして、やっぱり職員の方々のスキルも上げてもらわなければいけないんです。

例えば、いきなり飛び火して申しわけないんですが、教育委員会の部分でいきますと、横手市P連の補助金というものがあります。昨年まで6万円でした。横手市、三十何校ですよ。全体の市P連に出ている補助金が6万円でした。私に変だなと思ってよくよく考えてみますと、旧大雄時代にもそれぐらいは楽勝で出ていましたし、ほかの地区全部合わせたら100万円近い補助団体だったはずなんです。それが市が合併したことで一本化した、6万円です。それで、どうやって運営しているかといいますと、私もそこに入っていましたので具体的な話になりますけれども、子どもたちから110円、1戸当たり110円分ずつ各家庭から集めるわけです。そのうち80円が県のPTAの上納金です。残りの30円で市のPTAのスキルアップのためにいろいろな事業をしたりして頑張っているわけです。でも今年、やっぱり教育

委員会は予算がきついで、13%カットという形の中でほんとにカットされて5万3,000円になりました。

これは現実にはあちこちにいっぱい起きているんですよ。こうやって数字に出すと、増えている団体もあるし、大したことないよと言うかもしれないですけども、現実には歩くといっぱいあります。それでいっぱい言われます。多分言われている方はいっぱいいらっしゃると思います。でも、個々、これを全部積み上げてこの議場で話をするような問題ではないので、言っているわけです。やっぱりあり方というのは、何のためにどうなのかというその部分をきっちりと見ることによって、職員の方のスキルによって当然決まってくるわけです、こういう補助金の額というのは。

今、不平不満がいっぱい出て、いろんな団体から出されています。私などから見ますと、総額で1億1,150万円、これは大変な金額だというふうにも思いますが、上がったの引いたのといっても、削減されている分は本当に何百万円なのですよ。本当に現状に全く合わなくて何もやらない団体に出しているんであれば別なんですけれども、一生懸命頑張っている団体だったら、もっと逆に応援してやろうと。いいではないですか、赤坂運動公園のグラウンドゴルフ場なんていわなくても、そんなのでもいいではないですか。市民生活に直結したものをやるということはそういうことだと思うんです。ハード事業ばかりで、私はつくったけれども魂が入っていないわけです、今のやり方は。私から見ると。非常に住民に接する一番肝心の部分が抜け落ちているんです、感覚が。

これは次の部分にもあります。高齢者の入浴券のやつ。率直に認めていただいたんですが、これも全く一緒なんです。住民がどうなのかというところに頭が行ってもらわないと困る。だから、私が前回質問したときも市長にはお願いしているんです、住民を見た施策をしてください。多分今回政策調整会議にこれがかかったときに、各区長さん方から何か出ませんでしたか。こういう声があるよということが出ませんでしたか、見直しするときに。どうだったでしょう。私はきっとだれかから出たと思いますよ。私みたいな者にさえいっぱい声に来るんですもの。各地域にいる区長さん方、また担当の方、いろんなところに声が集まったと思うんです。それ、チャンスだったではないですか。これはまずいことをしたな、直すチャンスだったではないですか。

市長は、先ほど各団体との絡みでという話がありました。でもその温泉事業に関しては、本来であれば、これは市の施策でも何でもありません、私から見ると。今年やられているのは、温泉協会といいますが、その18社の協会のサービス事業なんです。それにただ市が名前を乗せて、私たちがやりましたと言っているだけなんです。内容が何もありません、市の中の。何か施策が生きているんですか、市の。だから、魂を入れなければだめなんです。私はいつも興奮してしまうんですけども、こういうことをやるときに、その中身をちゃんと考えてやらないとだめなんです。一生懸命頑張っているとは思いますが、協議もされたと思います。でも、結果が全てではないですけども、やっぱり住民の方々は結果しか見えないんです。その部分について、やはりどういうふうを考えていく、これから職員のスキルアップも含めまして、そういうところをどう考えるのかということをや一度市長にお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 温泉入浴券サービスに関しましては、全くおわびするしかない状況にあるというふうに思います。市の政策ではないということでしたが、今となってはそう言われても仕方がないように見えますけれども、地域間の不公平を是正するという観点でスタートした事業でございましたので、そういう意味では市の政策であったというふうに思います、私は。しかし、最終の詰めが極めて甘かったと。詰めが甘かったということは、議員の表現を借りれば、市民を向いていなかったということに指摘されても、これは全くやむを得ない話だなと思います。そういう点では、我々の側に、職員の側に甘さがあったということを率直に認めます。こういうことがないような視線というものをもうちょっと教育しながら、共有しながら、あらゆる事業を見直していかなければいけないだろうと思います。どうもありがとうございました。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時10分といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐々木 誠 議員

○田中敏雄 議長 6番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

6番佐々木誠君。

【6番（佐々木誠議員）登壇】

○6番（佐々木誠議員） 会派朝日の佐々木でございます。

一般質問も3日目となりまして、まして昼食後のお疲れのところ、まことに申しわけない気持ちでいっぱいでございます。簡単に終わりますので、ちょっとの間おつき合いをお願いいたします。

市議会議員として4年目に入り、任期もわずかとなりました。野党的立場として取り組んできた議員もおったようでございますが、私は議員から一歩離れまして、一般住民の立場となったときにどうかという起点、あるいは原点として取り組んでまいりました。議員になってからずっと環境問題について取り組んでまいりましたが、環境課と住民との話し合いの中で、このまま見過ごすわけにはいかない、気になる点がありましたので、今回一般質問に取り上げたところでございます。

これからの環境行政を進めていく上で、しっかりと確認しておいたほうがよいのではないかと思います、環境行政の取り組みについてを上げた次第でございます。

環境についての取り組みで強く感じているのは、行政側が取り組みに非常に弱いという、遅々として進まない、そういう印象を強く感じております。相手があり、法的なこともあり、当たり前といえそ

れまでですが、行政側の消極さを感じることもあります。環境保全の大切さは、私が今さら述べるまでもないと思いますが、一度汚染されると回復が難しい、また広い地域への影響が出ることも考えますと、本当に真剣に取り組んでほしいものと思っております。そのような環境汚染を未然に防ぎたい、現在のすばらしい自然を後世に引き継ぎたい、そういう思いの中で、微力ながら環境保全に努めているつもりでございます。弱い立場の住民の住環境保全は、環境課にとって最も大きな責務と思っております。法律がこうだからできない、あるいは難しいではなくて、市民が快適に生活できることを目標に取り組んでほしいと願っております。

このような思いから、次の質問をさせていただきます。ちょっと、通告の書き方が理解に苦しんでおられるかと思しますので、読みながら説明させていただきます。

この内容ですけれども、住民が自分たちの住環境を守るためには、それ相応の経費をかけなければならない。これは、私が言ったのではなくて、職員の方が言ったんです。あんた方は、自分たちの生活の環境を守るんだったら金をかけなければならない、こういうわけです。

例えば、騒音について計測する場合に、職員には資格がないからたとえ計測しても当てにならないという感じの意味で、住民の皆さんが、計測するなら資格のある人を頼んできて、お金がかかれば住民の皆さんが自分たちで出して計ってくださいと、そういう意味でございます。私はそういうふうに解釈しましたけれども。

次に、ある事業場の敷地から汚染物質が流れているかもしれない、調査すべきと思うがとの質問に、検査するには経費がかかります、その費用の負担はどうするんですかと逆に問われました。これは、ある事業場で、解体業者というリサイクル業者というか、いろいろ解体をして鉄くずを売ってやるんですけれども、その解体をした場合にいろんな廃棄物がそこにたまるわけです。それがもういっぱいたまっておるわけです。それからいわゆる汚染物質が流れる、流れたら周囲に汚染が広がるのではないかと住民の心配がありまして、その住民たちから、そこを計測して、もし汚染物質があるようだったら対策をするべきではないかという質問に対して、職員のほうから、経費がかかりますけれども、それはどうしますかと、逆に問われたということでございます。

横手市の環境行政では、こういうスタンスで今後も続けるのか、それとも、たまたまこういう人がおってそういうことを言ったのかもしれませんが、横手市はこういう感じで今後環境行政を進めていきますよという、そういう答弁を市長にお願いしたいのでございます。

次に移ります。

最近、年をとってきたせいか、四季の移り変わりの中で自然のすばらしさを感じながら、生きている楽しさを満喫しております。カッコウ鳥の声を聞いては、やっと鳴いてくれたか、もっと鳴いてくれよと、昨日も鳴いておりましたけれども、本当にほっとしております。また、皆瀬川のほとりに田んぼがありますけれども、そちらのほうに行くとウグイスが鳴いております。本当に心が洗われる気持ちで、毎日楽しく過ごしております。間もなくもう1週間ぐらいますと、蛍が乱舞するはずで、夜があ

ったかいとですけれども。

それで、今の季節は本当に緑が美しく、私が若いころから本当に今の季節が好きだなと、今も思っておりますし、いろいろ話を聞いておりますと、今回の議会の中では、緑とか田園風景とか、ふるさと、そういう言葉が今までで一番出たのではないかと思います。それは、やっぱり今の季節、皆さんの心の中で、緑が美しい、この田園風景が好きだなという、そういう思いがあるのではないかと思っております。私が若いころ、いわゆるラブレターということはないんですけども、手紙を書くときの書き出しは、緑が美しいこの季節、遠くの木立からカッコウ鳥の声とか、こういうふうにしたものです。何を言いたいかといいますと、今この時期の田園風景は、すべての人が好きな、心に持っている風景ではないかと思えます。

この緑の濃い田園風景の中で突然エーデルワイスが聞こえてきたんです。もう、心が打たれました。今の音楽というのは、普通の音楽ではないんです。いわゆる電子音といいますか、やわらかい、赤ちゃんでも眠るような、こういう音なんです。これには感動しまして、私一人ならそれで済んでおったんですけれども、何人かおって、いや、これはいいですね、横手市でもやったらどうですかというそういう声になりまして、それで今回取り上げて、提案を兼ねて話しているところでございます。

それで、やっぱり寝ている子どもが起きるんじゃないかという、そういう心配の人も中にはおりました。それで、ちょっと聞きに行ってきましたら、座談会とか何とかで、やっぱり音はちょっと弱くしてほしいという要望がたまにはあるそうです。けれども、やめてくれという声は聞かないということで、今後も続けたいと言っておりましたので、広い横手市全部とは言いませんけれども、離れた地域だけでも流してみてもどうかと、そういう提案をしたいのでございます。

それで、何かいいことがあるのかなと自分でも考えてみましたけれども、やっぱり遠く離れた山村という失礼ですけれども、例えば釣りキチ三平の里とかああいうところで流した場合に、その地域の人たちは何と思うかといいますと、この広い横手市でもこちらのほうに行政の目が届いているんだとか、あるいは子どもたちが将来ふるさとの印象を強く持っておりまして、将来都会に出た場合でもこのふるさとを忘れない、ちょっと考えすぎかもしれませんが、ふるさと納税をしてくれたり、そういうこともあるかもしれない。豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市にエーデルワイスを提案して、質問を終わります。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 1点目の環境行政についてでございますが、騒音に対する対応につきましては、市の担当者が騒音測定器によりまして計測する場合はございますが、これは相手方との話し合いによる問題解決を図るため、あくまでも参考数値として活用しているものでございます。

今回ご指摘ございましたお話ですが、問題の解決が困難な状況にあり、環境計量士による正確な計測

が必要と判断されたため、専門業者へ依頼していただきたいという趣旨で説明したとの報告を担当から受けておったところでございます。

次に、汚染物質についてのご質問もございました。油漏れ等による水質汚濁事故につきましては、原因者が特定された場合にはその費用を負担していただいております。平成20年度は15件発生いたしております。汚染物質の流出が疑われる場合は速やかに調査などを行いますが、実態が確認できず、推測の域を超えない土壌汚染などの場合は、その土地の所有者などが調査することが原則でありまして、費用については調整が必要になることをご説明したとの報告を受けておるところでございます。

いずれにいたしましても、ご理解をいただけないような説明内容であったとすれば、まことに残念なことでございます。申しわけないことでございますので、市職員として説明責任を十分果たすよう指導を徹底してまいりたいと、そのように思う次第でございます。

2番目のエーデルワイスにつきましては、担当のほうから答えさせていただきます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 誤解のないように、エーデルワイスの担当ということではなくて、防災無線を活用する方法というふうにとらえましたので、担当ということにさせていただきました。よろしく願います。

防災無線は、今市内全部にあるわけではありませんが、もとの4町村にございますけれども、それぞれの防災無線からは、チャイムとか、それから七つの子とか、いろんな曲が今流れております。それで、議員から提案ありましたことにつきましては、そのことについては、先ほどからの話のように全市統一するとか、そういうことは必要ないと思いますので、それぞれの担当のところでは判断していただいて、住民の皆さんの意見などを伺って判断していただければよいことだと思いますので、こういうご提案があったということはお伝えしますが、それ以上のことは対応はしないつもりですので、よろしく願います。

◇ 佐 藤 功 議員

○田中敏雄 議長 33番佐藤功議員に発言を許可いたします。

【33番（佐藤功議員）登壇】

○33番（佐藤功議員） 午後の大変お疲れのところ、簡単に終わりますので、少しの間おつき合いをいただきたいと思います。

早速質問に入りますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の政策的な使い方についてお尋ねをいたします。

経済危機対策臨時交付金は、市が事業をやるとすれば、それぞれの事業に100%の補助金を充ててもいいと、そういう性質なのが臨時交付金だというふうにお聞きいたしております。このたび横手市に臨時交付金が14億7,000万円入ることになりました。そして7月には臨時議会が開かれると聞いておりま

す。14億7,000万円の交付金を14億7,000万円支払ってそれで終わりにするのか、14億7,000万円を呼び水にして10倍の154億円の地方経済の活性化につながるように使うのか、まさに横手市の腕の見せどころだというふうに思います。

4月の第二次補正予算を見て実はがっかりしたわけでありまして、11億円もの臨時交付金を、あそこの外壁を直すとか、ここの雨漏りを直すとかというようなことで、11億円払ってそれで終わり。11億円だけの経済効果に終わってしまいました。

ここに一つの例を挙げてみます。中身は実際にあった一つの例であります。市がリフォームに上限20万円まで補助金を出す、仮に決まったとします。これを市報で見た市民の中には、市が補助金を出すから、最近ばあちゃんがトイレで難儀しているから座るトイレにしてあげようかということで、大工さんに来ていただいて相談をしたところ、それならいっそウォッシュレット付きの水洗トイレにして下水道につなげたらどうかということになったり、あるいは浄化槽をつけたらということになって、早速相談がまとまって工事に取りかかったそうです。トイレの一部を壊してみたら、隣のふろ場の土台が、あるいは柱がすかすかになっておった。これではもたないということで、隣のふろ場もつくることになったそうです。結果、バスユニットが入り、ばあちゃんのことだから、ちょっとバリアフリーにも手をかけてやろうと、総工費600万円かかったそうです。これは現実にあった話です。ということは、例えば横手市の20万円のリフォームの補助金を呼び水にして、30倍の経済効果があったことになります。

しかし、こういう一時期だけ、あるいは時限立法的に補助金を増額することになると、市の政策会議では不公平だという意見が出ることは予測できます。行政は平等で公平でなければならないと教え込まれてきた職員には、当たり前前の意見であります。ただ今は100年に一度の世界的経済危機なのだからという頭の切りかえができない、そういう職員の主張も1人2人のうちは意見で終わるけれども、それが会議の大多数の意見になれば、結果は100円が100円使って終わり。要するに、5月の臨時議会は私にはそうしか見えませんでした。せめて10倍の地域経済効果が出るようにすべきです。

これから話をするのは一つの例であります。例えば横手病院の今増設した部分、あるいは旧棟を含めて太陽光発電をしたらどういう結果になるか、ちょっと計算してみました。病院はいつでも黒字だという保証はどこにもありません。今太陽光発電を設置します。年間の横手病院の電気料は3,300万円、これに増設終わった後の電気料金1,000万円を足すと、4,300万円の横手病院の1年間の電気代になるわけです。仮にその3分1、あるいは半分が節約できるとすれば、年間1,400万円から2,000万円、これを20年の電気料の節約分を計算してみますと、2億8,000万円から3億円を超えるということになります。これだけ電気料が節約できると。横手病院は経営が赤字になりそうになったけれども、横手病院は太陽光発電で経営が救われた、こういうことになるかもしれません。

駅前再開発の建物すべて、あるいは東西自由通路、建てかえを発注した十文字中学校や山内中学校、建てかえ予定のない朝倉小学校など、幾らでもあるのではないかと思います。また、横手の街灯の電気代が7,200万円を超えております。これに太陽光パネル発電をしたら明るさは確保できないだろうか。

これらは、ただ横手市が支払いする経費が少なくなったばかりでなくて、横手市がよくなるだけでなく、CO₂の削減にもつながり、ひいては地球を救うということにもなると思います。こういうことを私は一石二鳥だというふうに思います。こういう経済効果がでるような7月の臨時議会にさせていただきたい、そういう思いであえて提案させていただきました。

市民にとってよい行政を行うためには、私は若い職員にもっと先進地視察などを行う機会を与えるべきです。なぜか。いろんなところを視察することによって幅の広い職員が養成されます。そうすると、今回の経済対策のようなときに、とっさにいいアイデアが出てくる、頭の切りかえができる、応用のきく職員を養成すべきだというふうに私は思っております。

一例を挙げますと、山梨県では世界じゅうの太陽光発電パネルを集めて、どのメーカーのものが、どういう素質のものがどういう能力を出し、そしてどういう発電結果を出しているのか試験をしているそうです。先日、ここにアメリカの国立研究所の人たちが大挙して視察に来た。なぜならば、その理由は、世界じゅうでここだけがすべての太陽光パネルがつかわれている、こんなに集まっているところはないという理由だそうです。そこに世界じゅうの研究者が集まった。今度は、それぞれの世界の企業が先を争って山梨県に研究所を建てたい、こういう申し入れがあったそうです。

そういうことで研究を進めるなど、全国にちょっと目を向けてみると、一見始まりがとっぴなような事業でも、ユニークな発想かこういう施設というのは幾らでもあることがわかります。月並みな研修だけでなく、将来に備え、若い職員にさまざまな機会をとらえ勉強の機会を与えることが、横手市の将来の発展につながるというふうに私は思っております。市の職員には、このような機会をとらえての研修が少ないように思いますが、市長、このような研修をどうお考えになっておられるのか、お考えをお聞きしておきます。

次に、介護保険の不公平さ是正についてであります。

介護保険にかつて携わったことのある職員、あるいは現在携わっている職員は、私の質問のタイトルを見たとき、限られた財源の中でこんなに一生懸命に、公平に、不公平感のないように仕事をしているのにと憤慨された方もおられるかもしれません。しかし、それは職員のほうから見ればそうなわけですけれども、介護を受ける側からすると、こんなに不公平な制度はありません。

なぜならば、同じ介護保険料を払って、施設を利用できる人、施設の利用を希望しても利用できない人がいます。しかも、健康で長生きすればするほど、平均寿命をはるかに超えれば超えるほど、体を壊したときには一気に介護度が4、5になってしまいます。まさに寝たきりになってしまいます。結果、介護保険料を多く払った人ほど介護施設の利用はできないということになります。

市長、あなたは認認介護という言葉を知っておられますか。もしかすると、最近できた造語ですので、知らなくても当たり前です。実はこのわけは、認知症の妻を認知症になりかかっている夫が、またその反対もあるでしょう、いずれにせよ、認知症の人を認知症の人が在宅介護することを認認介護と言うそうです。このご夫婦の認知症同士の介護の悲惨な結果は、私がここで詳しく申し上げなくても想像がで

きると思います。

認知症は早く発見できると、今の医療では進むことをとめる薬もあるそうです。あるいは、進むことを遅らせるお医者さんの治療もあると聞いています。これら認認介護と思われる、老人が老人を介護している老老介護者の認知度調査は横手ではやっているのかやっていないのか、端的にお答えください。

そして、私たちの任期の4年間、延べ人数にすると数十人の市議員が、この本会議場で質問という形で、あるいは質疑という形で、この介護保険制度について、こうすべきだ、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいと意見が数多くあっても、何一つ介護政策は変わりませんでした。そういうこともあって、これからの私の質問は、この本会議場での議員の質問に対する当局答弁がこのとおり出ていますので、答弁された数字をもとにして質問いたしてまいります。

介護度4から5の要介護者の施設利用希望者が何人いるかとの質問に対し、施設利用者、施設利用希望者は176名を超えるとの当局答弁がありました。もしかすると今は200名を超えているかもしれません。同じ介護保険料を払いながら、施設介護を受けられる人と施設介護を受けられない人がいる。これを不公平と言わなくて何と言うのでしょうか。

また、当局答弁では、こういうような言い回しをしております。特老などでは入れかえもございませので、1年ぐらい待っていただければ入所は可能と思われませ。この言葉の指す意味は一体何でしょうか。人の死を待たなければならぬ政策を政策と言えらなでしょうか。横手の介護施設整備の面がいかかに遅れているかおわかりいただけらと思われませ。

この原因は何かと考てみませ。原因は簡単でせ。1カ月の介護保険料の額を今年例えは3,894円にする、これを先に決めてしまいうんです。そうすると、掛ける人数と掛ける月数で、当然集まる総額が決まらませ。それを財源として、それに見合った介護全体の計画を立てる。こういうことだからこういうような結果になるわけです。果たしてこれが政策と言えらなのかどうなのか。まさに現場を知らない職員のかの上での計画ではありませな。いかがでせか。

私は、市のお金を使って施設整備をすることは求ていてませ。市のお金は使わぬ、民間の医療法人や社会福祉法人、施設を建てたい団体があれば、かつては市長が同意書を書く、あとは市の職員と邦人、そして県・国に計画を進めることができませ。大ざっぱな計画があったときの話です。今回発表になった介護保険中期計画という立派な計画に縛られてしま、市長はそこから一步も踏み出せぬのではないか、私にはそう思てなりませ。

今回発表になった中期計画は、特別老人ホーム29床、小規模多機能型は25床、これを今後3年間で進めるという計画ですが、介護度4や5のほとんど寝たきりの要介護者、想定200人近くいるだらう施設利用待機組の対策には何一つ役に立ちませ。この本会議場での質問で、仮に200床を増設すると介護保険料はという質問に対して、1人当たり4,452円値上げしなければならぬ計算になると当局答弁が出ておらませ。いいではないでせか。1カ月たったの371円です。4,452円を12カ月で割ると、1カ月ただの371円。1カ月、たばこ1個の保険料の増額です。今年度の秋田県の介護保険料の平均は4,393円、

横手はというと3,894円。仮にこの3,894円に200床を増床した後にかかわる保険料371円を足しても4,267円ですので、秋田県の平均にもならない計算になります。言いかえれば、介護保険料が安いという事は、とりも直さず、施設整備が充足していないことになります。1カ月たばこ1個分の保険料の増額で施設利用希望者がゼロになるとすれば、会場の皆さんいかがでしょうか、私は検討に値するというふうに思っております。市長はこの点をどういうふうにお考えでしょう。

この前、次のようなことがありました。96歳の父親が3年前に脳溢血で倒れて病院で治療を受けた。病状も安定し落ち着いてきたので退院してくださいと言われて、施設の希望を出しました。どの施設でも順番を待ってもらわなければいけないと言われ、いつまでも待っていることもできずに、今は寝たきりで在宅介護をしておるそうです。ところが、今年90歳の母親が脳溢血で倒れ寝たきりになり、3カ月間にわたる入院生活の後に、横手病院で大変手厚い治療をいただいたけれども、退院を通告された。幸い、自分の妻は自営業のため、父親1人は何とか在宅介護ができて、2人はやれないのが実情だということでした。2人の在宅介護はできない事情を市の職員に話をした。市の職員は、順番を変えることはできない、病院のケアマネに話をしてみたらと言うので、病院のケアマネに話したそうです。順番を変えるのはケアマネの仕事ではない、結局横手市は何もしてくれなかったということです。

最後、この母親は、市長、どうしたと思いますか。横手市は地域密着型の福祉政策を打ち出しているが、横手では何十カ所も歩いたけれども受け入れ先がありませんでした。六郷のショートステイにお願いした。他町村の介護施設にお願いしたという、実に情けない話であります。

これが今の横手市の福祉政策の実情であります。横手の介護は在宅介護に舵を切ったとは聞いております。しかし、だからといって、施設利用希望者が200人近くもいるのに、そこには全く手をつけないで、おざなりにしたままに在宅介護に舵を切る。市民の施設利用希望者の切実な願いをよそに、このような愛のない政策が五十嵐市長の福祉政策でしょうか、お伺いいたします。施設利用希望者が常にゼロになるように手当をしながら、そうした後で今回の中期計画に移行すべきです。介護保険中期計画の早期の見直しを求めたいと思います。

経済危機対策の第1は、自動車、電気産業などリストラになった人々を別の産業にシフトしてあげないと、若者の働く場所の確保はできません。若者の働く場所の確保ができないということは、経済は復興しないということになります。働く場所の確保のためにも、介護施設の増設を求めるものであります。

市長はかつて、団塊の世代の退職者を横手のふるさとに定住していただけるような政策を行いたいというふうに本会議場でお話しになったというふうに記憶しております。ふるさとに帰る団塊の世代の退職者は、息子やかわいい孫と別れて自分たちの老後を生き生きと暮らしたい、そして人生の終末を迎えるためふるさとに定住するのが目的であります。介護施設が不十分でとても整備されていない、そういうふるさとに帰ってくる団塊の世代の高齢者はいるでしょうか。むしろ最近、横手から出ていく、あそこの家も北上に行った、ここの家は一関に行ったという話が多く聞かれるのはなぜでしょう。この際、介護施設待機希望者ゼロを目指して、市長の血の通った政策をとるべきだと思いますが、いかがでしょ

うか。お答えをお願いしたいと思います。

次に、水道事業整備計画についてお尋ねをいたします。

平成20年度水道決算状況は、単年度決算でおおよそ5,700万円ほどの赤字の見込みだそうです。平成21年度は4,700万円になる見通しと聞いております。平成19年度に議会に提示した水道事業整備計画によると、平成32年度まで135億円ほど提案しておりますが、このような決算予測の状況を見ますと、今後の施設整備計画に一抹の不安を覚えるものであります。給水人口の減、あるいは給水量の落ち込みなどが今後予想される中、決算赤字が出るのは平成26年度の料金統一までなのか、それとも一時的なものなのか、組織的構造的なものなのか、その原因と対策がとおりならお尋ねいたしたいと思います。

次に、残留塩素、途中注入についてお伺いしておきます。

水道水の残留塩素は、流末の蛇口で0.1%以上なければならないと一応法律で定められております。そのため、一例を挙げると、上内町浄水場では夏場相当な大量の塩素を浄水場に投入しなければ、大曲との境界線である黒川落合集落では残留塩素が0.1%以上にはなりません。ちなみに昨年8月の上内町浄水場での塩素の投入量は大変なものです。0.65%でした。そしてそのときの私の家での残留塩素は、計ってみると0.5%。したがって、私の家よりももっと町の方々は、大量の塩素が入った水道水の供給を受けていることがおわかりいただけるかと思っております。しかし、一方で市民は、残留塩素ができるだけ少ない水を供給していただきたいというふうに思っております。それを裏づけるかのように、全国のペットボトルに入った清涼飲料水の市場は、いまや年間2,900億円市場になっていることでもおわかりいただけると思っております。

そこで、私の提案は、浄水場で大量の塩素を投入しなくとも、途中途中で塩素を注入する。そうすることによって流末で0.1%以上の残留塩素が確保できるとすれば、市民は優しい水を飲むことができます。市民の健康のためにも、塩素の途中注入をぜひやるべきと思いますが、いかがでしょうか。今年度水道決算が単年度赤字が予測できる今、これこそ臨時交付金を充ててもいいのではないかと考えております。

最後に、カルキ臭さとカビ臭さを取り除く対策についてお伺いいたします。

来年度から上内町浄水場を初めとする浄水場整備計画が実施に入ります。そのこともあって、昨年の建設常任委員会の研修では、東京都の高度浄水場を初めとする浄水設備、布膜処理、あるいはセラミックス処理などを研修いたしました。東京都の高度浄水場は、規模の大きさやその面積の大きさ、今までかけた金額など、さらにオゾン発生装置の莫大な経費、余りにも大規模でただただびっくりして、質問もそこそこに次の研修地に向かったわけでありました。東京都の水道水をペットボトルに詰めた水を飲んだとき、そのおいしさに、一同、ただただびっくりしました。先日、東京オリンピックの候補地選定に当たってのIOC評価委員を前にして、石原東京都知事は、東京のすべての蛇口、あらゆる競技場、ホテルで蛇口をひねっても、この水とまったく同じものが出てくる、大変自慢をしながら説明していた姿が思い出されます。

そこで、何とか東京都の高度浄水のよいところの一部を取り込んでおいしい水をつくれぬのかと考えておりましたが、その後幸いに会派さきがけの研修がありまして、東京の三園浄水場を研修する機会がありました。そこで、それまでのいろいろ疑問に思っておったことをメモしておいて質問をぶつけてみたら、意外な答えが返ってきました。

なぜこの水に残留塩素が0.5%測定されるのにカルキ臭さがないのか、そしてなぜこんなにうまいのか、こういうふうにお聞きしたところ、佐藤さん、まず勘違いをしないでください、大概の人が勘違いしているのは、液体塩素のにおいとカルキ臭さが同じだとみんなそう思っているんだけど、カルキ臭い原因は別にあつて、液体塩素はイコールではないという話でありました。えっと思ってその先を聞いてみたら、カルキ臭さというのは、水の中に含まれているアンモニア態窒素系物質と液体塩素が化学反応を起こしてカルキ臭さが起こるのだということでした。そのための対策はと聞いたら、先ほど寿松木議員からも質問があったように、2メートル50の粒状活性炭の層に原水を通す。その原水を通すと、自然と何も構わずとも微生物が発生するそうです。その大量に発生した微生物の生物酸化作用により水の中のアンモニア態窒素が分解されるので、塩素を注入してもカルキ臭さやカビ臭さがなくなるのだという説明でした。

これを我が横手市に当てはめて考えてみました。なるほどなと思います。山内の南郷浄水場の水であります、あるいは山内全体が地下水のわき水ですので、アンモニア態窒素が入っていないわけです。この原水に、アンモニア態窒素の入っていない南郷浄水場の水に液体塩素を注入し、そして残留塩素の数値が測定されているにもかかわらず、山内の水はカルキ臭さがないということでもおわかりいただけるかと思えます。

オゾンには、消毒のためと思ってください。そこで、横手の浄水場を建設するに当たっては、膜処理は除菌をするということなので、ここではオゾンの消毒と置きかえができるかと思えます。したがって、浄水場の原水からアンモニア態窒素成分を分解させない限り、せつかく43億円、あるいは45億円もかけた上内町浄水場が、また夏場になるとカルキ臭い、カビ臭いということになります。そうならないために、来年度から実施される浄水場整備計画の中に、粒状活性炭を使い、カビ臭さやカルキ臭さのない水をつくるためにも、どうしてもこの粒状活性炭を導入しなければならないことがわかりました。浄水場整備計画の中に、この粒状活性炭設備が基本計画に入っているのかいないのかをお尋ねいたします。

東京都水道局では、さまざまな活性炭を使って実験を繰り返したそうです。まず最初にびっくりしたのは、金町浄水場に行ったときに場長と名刺を交換しました。理工学博士、こういう肩書きの名刺です。そしてまた三園浄水場も、やはり博士号の持った浄水場長でした。そういう研究するスタッフがおってさまざまに実験を繰り返したんだけど、アンモニア態窒素を分解させる生物の発生率では、粒状活性炭が特にすぐれておった。そういうことで、東京都の5カ所の浄水場ではすべて粒状活性炭を今は使用していますということでした。

ある議員がこの議場で、水道水を今度つくった新しい浄水場でペットボトルに詰めて販売したらいか

がかという質問に、この本会議場で上下水道部長の答弁は、ペットボトルで売れる水までつくれるか、実際そういう水を目指しますと、浄水場建設に当たっての上下水道部長の覚悟のほども既に答弁としていただいておりますので、あえて提案させていただきました。

以上で第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の政策的使い方についてでございます。

議員のご指摘は、政策的使い方ということは、14億7,000万円が147億1,000万円にもなるような、そういう循環が起きるような使い方をという提案でございました。大変すばらしい提案だなというふうにお聞きしたところでございまして、できれば、そういうふうな地域経済に波及効果が期待できるようなものに我々もしてまいりたいというふうと考えているところでございます。例といたしまして議員も触れておられましたけれども、住宅リフォーム、あるいは住宅用の太陽光発電の普及促進にかかわる補助制度の創設、コミュニティFM設立に伴う支援、そして農業関連施設整備への補助などを検討しているところでございます。この中でも緊急性の高いもの、周知を必要とするものを今定例会に追加提案するというところで考えておるところでございます。

この項の中で、若手職員の研修のあり方についても触れておられました。ユニークな発想を磨くためということだと思いますが、基本的に賛成でございまして、若手職員に限らず、そういうマインドを持った職員、可能性の高い職員をさまざまな研修に出すことは大変いいことだと思っているところでございます。そういう方向で検討してまいりたいと思います。

2番目に、介護保険についてのお尋ねがございました。

私ども、この4月1日での調査によりますと、介護度3以上の施設申し込み者数、俗に言う待機者数の実数というふうなことでありますが、170名というふう到我々は把握いたしております。現時点では、それが200名になっているかどうかというのはもちろん定かな話ではないというふうに思います。170名より減っているかもしれないし、増えているかもしれない。しかし200名という数は我々が把握している数字ではないことをまずお断り申し上げておきます。

我々は、第4期の中で、この3年間で131人分の整備を図るような特別養護老人ホームにおける計画を持っているところでございます。もとより、これですべて解決できるわけではないわけでありましてけれども、現在の待機者数との見合いで申し上げますと、75%の方が待機施設申し込みが可能となると、こういうふうなことでございます。なかなかこの手の問題に関しては、100かゼロかという議論はなかなかしがたいところがございます。我々としては、介護保険料を、議員ご指摘のように今現在大幅に上げて、大幅でないというように議員のご指摘でございましてけれども、100%受け入れられるような方向での考え方は持っておりませんが、しかし、これからの介護サービスの動向というのをいろいろ見て

いかなければいけないこともまた事実だというふうに思います。そういう中で、今後の介護保険事業計画の中で検討していくべき課題だというふうに思っている次第でございます。

3番目に、水道事業の施設整備について3点お尋ねがございました。

1点目の経営状況でございますけれども、平成21年度予算におきましては、ご案内のとおり、簡易水道を統合したことなどによりまして、およそ4,700万円の純損失を見込んでおるところでございます。今後のさまざまな施設整備がございますので、大変厳しい経営状況が見込まれるというふうに思っているところでございます。

これにつきましては、収支改善に向けた費用の縮減を図らなければならないと、そして引き続き起債の繰上償還、低利借り換えによる支払利息の軽減を図るとともに、水道料金等にかかる業務の委託だとか、上内町浄水場改築事業に向けた浄水場の管理運転業務委託などについても検討を行っていかねばいけないと思っているところでございます。また、今年度、山内地域水道施設の管理業務委託を行うなど、今後の組織改革を見据えて、引き続き経費の節減に努め、収支の改善に向けて取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

この項の2つ目に、残留塩素濃度についてのお尋ねがございました。

これにつきましては、ご指摘のような状況にあることを承知いたしておりまして、今年度、この解消のために横手西中学校付近に追加塩素注入設備を設置いたしまして、市内の塩素濃度を下げる準備をしているところでございます。

3番目のカビ臭さやカルキ臭対策についてでございますが、今年度行います基本設計においてその仕組みを決定いたします。現在、カビ臭さやカルキ臭がするという苦情が一部ございます。においのもととなる物質の除去に活性炭処理による除去を考えてございまして、2種類ある中で、通年処理においてはご指摘もありました粒状活性炭を用い、短期間では粉末活性炭を使う方法がさまざまな面で有利というふうに判断いたしております。今年度、上内町浄水場に粉末活性炭による有機物除去装置を設置いたしまして、水質の改善が図られるよう準備を進めておりますので、今後の水質の変化を参考に浄水処理方式を決定したいと考えているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 33番佐藤議員。

○33番（佐藤功議員） それこそ、間もなく基本設計を発注するのではないかと、間もなく基本設計を発注するのに、活性炭の結果を待ちながらということでは、少し遅いのではないのかなというふうにも思いますが、間に合いますか。それが1つです。

それから、12月議会で市長答弁で、セラミックスで浄水場をつくり、セラミックス処理で浄水場をつくり、という、34番議員の質問にはっきりとお答えになっております。私どもは、見た限り、ああ、良かったなと、一瞬だれもがそう思ったと思います。水の中のミネラルを残しながらおいしい水をつくる一つの方法だなと、しかもコンパクトで単価が安い、こういうようなことで、ああ、市長は実に

いい決断をしてくれたなというふうに思っておりましたが、今日、急速ろ過とか膜処理とかという言葉も出ました。なぜこういうふうに市長答弁が極端に変わるのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 上内町の整備につきましては、本年度基本計画を実施いたしまして、来年度実施計画を実施し、その次の年度から整備に移るということになっております。

この施設については、大分費用もかかるということでございますし、長期にわたって水道水を供給するという観点から、十分な検討を重ねてまいるという意味で、今年1年かけてその基本設計を十分にしたいという思いからこのような計画になっておるわけですけれども、従来市長がお答えしたセラミックについても、大変最新といえますか、ある程度新しい手法でございます。いずれ30年、40年とこの施設を使っていくわけでございますので、こういうものであっても必ずデメリットもあるわけございまして、長い間の経費等を十分に精査しながら後悔のない浄水施設をつくりたいということで、我々としては、この検討をゼロベースからやろうと、十分に検討して市民の皆さんに喜ばれる浄水施設をつくりたいということでございますので、今年1年、浄化方法、それから浄水場の建設位置、浄化方法によって浄水場の位置的な問題も若干出てきますので、そこら辺を十分に考えたいということと、もう一つは、先ほど来、市長も申し上げているとおり、大変厳しい経営状況になっております。特に合併以前からの課題が山積みになっておりまして、その大きなものが上内町、それから成瀬ダム関連の水源施設等がこれからかかってくるわけでございますので、そこら辺の経営状況も十分考えながらということになりますと、そこら辺を十分に考慮しまして、基本計画をつくる過程の中で、そこら辺の財源の問題、有利な財源がないかも含めて、そこら辺を十分、今年度1年をかけて検討したいということでございます。

セラミックというのも大変有効な方法だというふうに思いますけれども、有効な方法であっても、将来的にどういふふうなことが予想されるかということ、今時点でしっかりと検証しておくという必要があるという意味合いでそういう答弁をしたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 33番。

○33番（佐藤功議員） 今のようなことを内閣不一致とか、例えれば。答弁が揺れ動いている。市長が本会議でセラミックスで浄水場をつくれます、はっきりと議事録に残っているんですよ、この議事録に。読んでみましょか。読まなくてもいいでしょうから、いわゆる原水の水質、あるいは性格、あるいは維持管理経費等も含めて検討いたしました。セラミックス方式による浄水が最適であると、このように考えている次第であります。これ、市長答弁です。市長が答弁した以上の答弁がどこから出てくるんですか。市長の言うことを部長は否定しているということなんですか。

既にこの間の業界新聞だったと思いますけれども、配水課長の机で見たのかな。横浜市の水道局では何か、何とかかんとかという会社がセラミックスで対応するので、そこと横浜市が大規模な浄水場を契約したとか、あるいは昨年12月でしたか、これもたしか配水課長の机の上で見たと思いますけれども、

何とかというセラミックスをつくる会社と福井県の県の企業局が、その後の維持管理も含めて、安全性を含めて検討した結果、これで行くというふうに決めた。そういうふうに見ていると、横手市長の答弁は実にいい選択だったな、最高の選択をしてくれたなど。部長は、これ以上の何の検証をするんですか。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 最終的な浄化方法の選定について、科学的なデータとか、この地域、上内町浄水場の部分の原水の状況だとか、やっぱり客観的にもうちょっと科学的な根拠も示しながら最終的な決定に至ればいいなということで、ただその中で、正直な話、このセラミックそのものが全くパーフェクトで問題のないものだというふうな、わずかな可能性でも、そういう可能性をつぶしていきたいというそういう思いでございまして、必ずしもセラミックの手法をほかの手法に切りかえるということではございません。セラミックというのは、我々としては今のところ最有力の浄化方法だというふうに思いますけれども、もうちょっと綿密なそこら辺の裏づけをもちながら最終的な決定にしたいということでございました。

言葉足らずでいろいろ誤解を与えるということについては大変おわび申し上げますけれども、できるだけ将来後悔のないように、そういうふうなものをつくりたいという思いでございまして、ご理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第2、報告第14号専決処分の報告についての報告を求めます。

雄物川町区長。

○石塚好明 雄物川町区長 報告第14号専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法の規定により、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴います和解に関することについて専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

その内容について申し上げます。

2ページをお願いします。

事故の発生日時は、平成21年5月27日、午前11時30分ごろ、場所は横手市雄物川町今宿字棒突29番地3、中川医院の駐車場であります。被害者は記載のとおりであります。事故の概要であります。雄物川地域局地域振興課の非常勤職員が、文書配布のため駐車場に駐車しようとして公用車を後進させる際、確認不足により、駐車していた相手車両に接触し破損させたものであります。

損害賠償額は1万5,750円で、事故の過失割合であります。市が100%であります。損害賠償額につきましては、全額、全国市有物件災害共済会の賠償保険で補てんされるものであります。

申しわけありませんでした。どうぞよろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

24番高橋議員。

○24番（高橋勝義議員） 参考のためにお聞きします。

市には車両がどのぐらいあるのかと同時に、保険料がどのぐらいかかっているのか。何でそういうことを聞くのかということは、一部上場で大きな運送会社があります。その会社は、いわゆる自賠責は掛かっているんですが、任意保険は掛けていない。どうしてかということ、つまり保険で全部下ろしてしまうと、運転手に事故に対する危機意識がないということで、それこそ一部上場なんですが、任意保険を掛けていない、事故率が50%減った、そういう結果が出ています。保険料と支払う額とどのぐらい違うのか、わかれば教えていただきたい。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 具体的な金額の面については、ただいま資料を取り寄せておりますのでお待ちいただきたいんですが、払う保険といわゆる事故の入ってくるお金、それは断トツの差がある。払うお金のほうが多いかと思えます。

○田中敏雄 議長 24番。

○24番（高橋勝義議員） 今、部長のほうから、いわゆる保険料のほうがぐっと高い。ということは、保険を掛けないほうがむしろ出ていく金が少ないということ。違いますか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 この保険というのは、今現在のこういうベースの事故、物損、今はほとんど物損なんですが、例えばそれこそ生命にかかわる人身事故なりそういうことが発生いたしますと、そういうことは当然逆転になる可能性もあるわけなので、一概にそういうふうには言えないのが実情ではないのかなと。

○田中敏雄 議長 24番。

○24番（高橋勝義議員） つまり、人身の場合は自賠責である程度まで下りるわけなんです。そのほかのことについては任意のほうで、もちろん物損はそうなんですけれども、だから人身の事故の場合は任意保険で下りるわけなんです。ですから、ほとんどが物損事故が多いわけで、恐らく私も保険料のほうはずっと多いと思えます。そういう意味からすれば、これは一流の一部上場の会社なんです、運送会社。払っていないんです、任意保険は。それで事故率が50%減ったということは、事故に対する認識が甘いと思うんです。そういうことからして参考までに聞いたんですが、わかったら教えてください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 今数字を確かめましたところ、公用車の台数は852台、それから保険料につきましては999万6,000円、約1,000万円の保険料ということでございます。1台につき1万円ちょっとということになっています。

○田中敏雄 議長 24番。

○24番（高橋勝義議員） ということは、ざっと頭で計算してみれば、恐らく保険料よりも物損事故の

支払いのほうが少ないと思います。ですから、そういうことが成り立つわけで、それと運転手がいかに注意をするか、そういう面からすれば、そうなると事故率が下がると思うんです。それは、やるかやらないかは別にして、そういうことも十分考慮してください。

終わります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

6番佐々木議員。

○6番（佐々木誠議員） この議会のたびに事故報告がありますけれども、人数も多いし車も多いし、やむを得ないと言えばそれまでですけれども、安全に対する取り組み、市として今年4月から今までどういうことをやりましたか、ちょっと報告をお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今、一般質問の中でもお答えしましたが、コンプライアンスマニュアルで交通事故の防止についても検討していただいて、いろいろやっています。それから、特に公用車の事故であります。公用車の事故につきましては、こういうふうな状態で事故を起こしてしまっているよということを庁内LANに掲示して、全職員に、こういう場合にいろいろ注意してくださいというのを呼びかけしております。

もう一つは、事故を起こさないための注意を喚起する意味であります。公用車、私用車に限らず、事故あるいは違反の場合はすべて報告をしてもらっています。そういうことで、私のほうからも職員のほうにメールなり、あるいは直接顔を合わせるときができるときは、そういう顔を合わせながら、今度は注意してくださいよというのを呼びかけなどをしております。

以上です。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番（佐々木誠議員） 各地域局に、安全管理者何とかというあれが多分あると思いますけれども、そういう単位のいわゆる事故防止のための活動といたしますか、そういうのはないんですか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 各地域局、事業所単位で安全運転管理者がおりまして、その中でも事故防止について話し合いをしたりしております。

ちなみに、前に報告したかと思いますが、事故防止の取り組みをやっている中で、件数的には合併時よりもかなり減っておりますし、特に今年の冬は建設部で除雪中の事故防止のゼロの運動をいろいろやりまして、結果的にどこの地域局でも事故を起こさなかったということもありますので、それらも含めながら一生懸命取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 6番。

○6番（佐々木誠議員） 3年ぐらい前ですか、前建設部長が安全に対する思いをここで述べました記憶があるかと思いますが、あの建設部長の発言で、私は安全に対する横手市当局の認識が統一した

と思っているんです。けれども、もしあの言葉が横手市の統一だとすれば、こういう安全に対する活動が、もう私たちが気がつくくらい恐らくやられているのではないかと思っておりましてけれども、ちょこちょこ聞くと、ただいわゆるパソコンでここに載っているとかがそういう話だけで、私がよく言う、いわゆる小さなグループで安全に対する活動はどうですかといつも言っていますけれども、そういうのは余り行われていないような感じです。もう一度、あのと時の建設部長の話を思い出して、横手市全体の安全に対する認識を高めてほしいと思います。

以上です。もしご意見があれば。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 大変お恥ずかしい話ではありますが、交通事故だけでなく、職場内でいろいろ取り組まなければならないことが結構ありまして、一生懸命やっておりますが、交通事故につきましても同じように職場内での話し合い、課長を中心にした話し合いなども含めまして今後も取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第14号の報告を終わります。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第3、議案第119号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました議案第119号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思います。

詳細は、後ほど担当のほうから中身についての説明をさせますが、この条例を提出いたします背景についてご説明を申し上げたいと思います。

過日来、折に触れてお知らせを申し上げてまいりました増田地域局における収納担当職員の極めて不適切な税の取り扱いに関しましては、現在、警察と告発についての協議をいたしております。そして、市の監査委員のほうにその中身の確定についての監査をお願い申し上げているところでございます。いずれ、監査委員の監査につきましては2ないし3カ月を要するというところでございますが、700万円を超える多額の税が不適切に取り扱われたという事実そのものは、大きく変わるものではないというように判断をいたしております。

これまで、担当者の処分はいたしておりましたが、最終的な責任者でございます私、そして副市長の責任については明らかにする場がございませんでしたが、私の任期も残り少なくなったことから、今任期中に私自身の責任の所在を明らかにし、処分をさせていただきたいということでこの条例を提案申し上げた次第でございます。

何べんもこういう形になりますことを大変申しわけなく思っております。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 条例改正の内容についてご説明申し上げます。

追加議案の4ページをごらんいただきたいと思います。

附則に2項を加えるものであります。

附則の第5項として、市長の給料の額であります。平成21年7月1日から21年9月30日まで3カ月間ありますが、附則で定める給与の額の100分の10を減じた額にするというものであります。

それから、第6項として、平成21年7月1日から21年7月31日まで1カ月間ありますが、副市長の給与の額を減額するものであります。ただし、産業経済部に属する事務を担当する副市長にあつては、現在減額になっておりますので、その附則で定める額の10分の1を減じる、それから小野副市長につきましては、本則の給与額から10分の1を減ずるというふうな内容であります。

よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第4、議案第120号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 それでは、5ページをごらんになっていただきたいと思います。

議案第120号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、十文字中学校統合事業に係る工事請負契約について議会の議決をお願いするものであります。

工事名は、十文字中学校統合事業校舎増改築工事（建築本體工事）であります。工事場所は、横手市十文字町十五野新田字梨木境134番地の1であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億1,252万円、契約の相手方は、横手市大雄字宮小路75番地の2、株式会社東翔、代表取締役佐藤勇喜夫氏であります。落札率は88.8%であります。

本増改築工事は、平成22年4月の十文字地区中学校統合により不足する普通教室及び教材室の増築と、屋根、外壁等の大規模改修を行うものであり、工期は22年3月12日までと予定しております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菅原議員。

○8番（菅原恵悦議員） 入札の結果、契約台帳をつけていただきました。この入札についてちょっとお聞きしますが、これは安ければ安いほどいいという入札でやっているのか、あるいは一定の基準があって、その基準に沿って入札をしているのか、指名競争入札というようなことでありますけれども、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 工事につきましては、最低制限価格、あるいは低入札調査価格を用いて指名競争入札をしておりますので、いずれ価格が安ければいいという工事の発注形態は当市では取っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） ただ、これを見ると、そういうふうに見受けられます。1番と2番、2,060万円、2番と3番、200万円、次が150万円。こういう差額が提示されております。それで、低価格といえますか、あまり安ければだめだというような入札というふうなことのようですが、ここに市の予定価格があるわけです、税込みで2億3,940万円と書かれておりますけれども、そういうものに対してどのような形で低価格、これ以上はだめだということを設定する根拠といえますか、そういうふうなことでどの程度の金額が低価格なのかお知らせください。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 この低入札、あるいは最低制限価格、いずれの価格についてもすべて計算方法は公表しております、予定価格を下回らなければならないというのが大前提であります。それよりもっと下に、先ほど申しあげました計算の方法、現場管理費何%云々とかいろいろな計算方法がありまして、それを上回らなければならない。もしそれを下回った場合は調査いたしますよと、そういう仕組みになっておりますので、今回の場合は予定価格以内で競争された方で一番低い方に落札になったと、そういうことですので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番（菅原恵悦議員） 私も今初めてこういうことについて質問するんですけども、わからないので質問しますが、そうすると、市の予定価格は公表していると——予定価格ではなくて最低価格ですか。今公表しているというお話がありましたけれども、例えば公表している指名競争入札された皆さんがそれは知っているわけですね、公表していることだから。違いますか。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 済みません、言葉足らずで誤解されましたところ、まことに申しわけなく思っています。

価格を公表しているのではなくて、計算方法を、各項目で各業者の方が積算するわけだと思いますが、その計算の方法を公表しておりますという内容ですので、どうかご理解願います。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番(菅原恵悦議員) 計算方法を公表しているというようなことでした。あまり安ければ調査に入るということで、これには調査は入らないというお話でした。計算方法が公表されているのに、例えば2,000万円も差が出てくる、私は今これを見ているんですけども、私はちょっと、あれ、随分差がつくんだと。2番目からはそんなに差がないんですね。調査はしないという、調査するまでもない価格なんだと、こういうお話でした。

毎日それに携わっている人は何とも思わないかもしれませんが、入札結果というのがこういうふうにしてなかなか今まで出たことが余りなかったものですから、これを見ると、やはり私にすれば、あれ、何かこれちょっと違い過ぎると。なぜこういう価格であなたのところはやれて、ほかはやれないんだらうなというふうな形の中で、やはりそういうことを調査しながら、あ、間違いなくこれだけ安くても十文字中学校は立派にできるんだと、それはやはり市のほうの独特の自分たちの計算方法もあるだろうし、あるいはいろんなことを見比べながら、しっかりしたものはこれでできると、こういうことで検査もやれるんだと、やっぱりそういうふうなことが私はあってもしかるべきではないか。それはやはりあまりにも違うからです、これ。ですから、そこら辺というのはどういう市のほうの考えなのか、そここのところについて教えていただきたい。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 いわゆる最低制限価格なり調査価格なり、それを下回る場合はちょっと工事に疑問が残るかなと、そういうラインの線であります。それを上回るということは、会社の努力によって問題なく工事が完成できるだろうと、そういうふうに思っておりますし、この入札、先ほど議員さんが見られております資料についても、入札結果につきましてはすべて公表しておりますところであります。あとは、今の業界の方々はかなり積算能力も高まってきておりますし、会社でいかに努力をするかと、そういう競争の世界になっていくのかなと、そのように思っているところでございます。

○田中敏雄 議長 8番。

○8番(菅原恵悦議員) わかりました。財務部長も旧十文字町出身であります。十文字町では大変苦い経験をいたしました。それは多分ご存じだと思います。ですから、やはりそういうことは2度と起きないような取り組みをしていかなければならないだろうというふうに思いますし、そこら辺についてはこの後、検査体制といいますか、そういうものも含めてしっかりといいものをつくり上げてほしいなというふうに思っております。

それから、競争入札ですから、本来であれば安いほどいいなと私は市民の立場から思うんですけど

も、たまたま最低制限を設けているというお話でございました。それを下回ってはだめだというお話がありました。この後、折につけて、私もそこら辺については勉強させていただきながら調査をこの後進めたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○田中敏雄 議長 28番柿崎議員。

○28番(柿崎孝一議員) ただいま工事費について、若干今8番議員からも述べられましたけれども、今の入札率の88.8%が低いか高いかという議論は別にして、その次からの入札は97.8%と続いているわけです。やはり競争となりますと安いところに落ちるのは当然ありますが、そのことの結果として、品質低下や下請業者へのしわ寄せということが考えられるわけですが、そういうしわ寄せの弊害について、当局はどのような施工に関して管理を指導していくのか、そういう品質管理についての指導マニュアルみたいのがあるのかどうか、工期完了までどのような段階でどのような調査をしていって指導するのか、その辺の今後の見通しをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 国では品格法という法律が施行されています。品質を確保する法律というふうに、長たらしい法律ですので品格法と言っていますが、そういうことで、国でも県でも我が市でも、設計額に対してどのくらいか、今回のこの件は落札率が88%というふうになっていますけれども、従前であれば、例えば72%とか70%を切るような入札も実はございました。それらについては、先ほど財務部長がお答えしておりますように、最低制限価格を設けたり、あるいは自動失格基準ということで、一定のラインよりも下回った金額については、安ければいいというものではないので、最低制限価格よりも下回ったものについては契約対象者から除く、あるいは自動失格基準からも下回ったものについては契約の対象から除く、いわゆる失格というような措置を講じております。

今般も、国に準じまして、6月1日以降の公示の工事につきましては、その調査基準価格ですとか最低制限価格ですとか、一定の割合を設けて制限をしているラインを上げております。今年度上げたばかりですので、結論はなかなかまだまだ見えませんが、一般論として申し上げますと、85から90、高ければ96とか7とかになるでしょうけれども、低いところでも85前後はクリアして、いわゆる70台ですとか60台というのはないように、そういう契約はならないようにというような制度設定で進めております。契約については、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

次に、実際の現場の管理の関係であります。そういうことでいきますと、今の十文字中学校については88%ですので、設計額に対しての金額的には、何ら問題がないというふうにとらえておりますので、こういう議案になっているわけですが、現場につきましては、当然我々のほうの担当、建築士がおりますので、担当が現場のほうに足を運んで、あるいは現場の事務所のほうとは定期的な打ち合わせをしながら施工管理を進めていく予定であります。これは、この十文字中学校に限らず、すべての工事については、100万円、200万円の工事については別ですが、大きい工事につきましては、そういうこと

で定期的に打ち合わせを行いながら進めております。

そういうことで、当然完成検査もあるわけでありますが、その後には工事の成績評価ということでもやっております。それは、工事のでき方がいい悪いだけではなくて、施工中の施工のあり方、あるいは近隣の建物であれば住民に対しての配慮ですとか、さまざまな環境ですとか、そういうようなものを含めて、もろもろ含めての工事の成績評価というものをやっています。それも、ある一定の基準を下回れば当然指摘もいたしますし、次回以降、今年度まだ発注は行っておりませんが、総合評価落札方式というものもこれからたくさん取り入れてやっていかなければならない、やっていきたいというふうを考えていますので、そういう総合評価には、そういう工事成績の評価点も反映させながらやっていくというように、工事そのものの品質の確保を図っていくということで、現在も進めておりますし、今後もそういう方向で進めてまいりたいと思います。

終わります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第5、議案第121号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 議案第121号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案理由については、議案第120号と同様であります。

工事名は、同じく十文字中学校統合事業の第二体育館新築工事でございます。工事場所は、同じく横手市十文字町十五野新田字梨木境134番地の1であります。

契約の方法は指名競争入札、契約の金額は1億4,784万円、契約の相手方は、横手市大雄字宮小路75番地の2、株式会社東翔、代表取締役社長佐藤勇喜夫氏であります。落札率は88%であります。

新築工事の概要ですけれども、十文字地区中学校統合に伴った体育館の増床でありまして、平成24年度からの必須となる武道の授業等に対応するため第二体育館の新築を行うものでありまして、工期は22年3月12日までと予定してあります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） 今説明の中で、平成24年度から必須になる、そのためにこれをつくるという

ことで、つくるものとしては良かった話なんですけれども、もっと早く言えばよかったんですけども、今現実にプールを壊されているところを見ているんです。あれも金かかったよなという感覚の中で、わずか20年前に建てた建物なんです。いまだに出しているんです、お金。それを壊されているのを見ると、えっと。このとおり、今まで20年前は武道が授業に入るなんてことは想定もしていなかった、それが時代の流れで今24年だから、もう1回水泳ぎとかというのはもう20年もすればまた入ってくるのではないかという部分の中で、これは確認なんですけれども、今壊されているときにしようがない部分なんですけれども、これからは、この間の説明の中でも何も、管理に金がかかるからという部分の中で今回土地を買わないでプールを壊しておりますけれども、この後も各学校にプールがある、そういう部分の中では壊していく方向なのかどうか。補修費をかけていく方向なのかどうか。この機会にちゃんとした考えを聞いておきたいと思います。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 体育の内容は、この中から選ぶとかそういう部分と、必修というのがありまして、水泳は必修にはなっていないので、プールのない学校というところはあります、例えば横手南中もあります。武道は必修ですので、やっていく状況になる。

この指導要領の改訂、この後、20年も30年もという後になると、ちょっとどういう改訂がなされるかは私どもの答える範疇にはないわけですけども、この間の指導要領では武道が入って、大体指導要領というのは10年単位で改訂されますけれども、その次は必修から外れるなんてことはないと思っております。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番(齋藤光司議員) わかります。ただ、あるところの話なんです。あるところが今度直してくださいときたときに、今の形の中では、金がかかるからという理由の中で、俺は畑を買ったほうが安かっただろうなという思いの中で話を聞いているんですけども、金がかかるから、指導要綱にもない、そういうふうな中ではプールなんかは要らないんだという話の中で多分なされている。そうしたときにほかの学校でも、今ある学校が壊れてきたときに、管理に金がかかる、何とか直してくださいというときに、今の理由づけでプールは要らないからという話になっているんですかという話です。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 どの学校も同じ条件にはないと思います。例えばプールがあって、従前に使えるところではプールを選択するということは十分考えられますし、余り使っていない実態があって、何も水泳授業をやっていないと、うちのほうではそれは考えられないというところは、ランニングコストもちろん水泳はかかることですので、そこはそのときのことで相談をしながら、壊すものは壊す、残すものは残すという話になると思います。

例えば公認を申請して公認プールになっていたところも、公認申請をすると非常にお金がかかります。ところが、状況は中学校の水泳大会というのは横手市にはなくなったので、公認をこれから申請する必

要がないという情勢になったので、公認申請をしていかないと、通常の補修等でやっていくと。例えば平鹿中のプールなんですけど、前は中学校の大会があって、公認の中でなければ記録が取れないわけですので、そういう情勢に応じてやっていくということになろうかと思います。だから、一律にプールのあるところは全部壊すのかという話とはまたちょっと違うんじゃないかなと思います。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） わかりました。多分そうですね。

そうすると、我が地区の学校というのは、要望がない、使っていないから壊されたという認識なんですけれども、そういう部分の中で、今西中と統合のためにこの事業をやられている。そうした場合に、西中もプールがあったんです。そうすると、プールを連れていくわけにいかないです。あるものを壊してしまった、いや、もったいないな。そして、今実際全県一の子どもがいるんですね、西中に。だから、そういう現況の中身をわかっていながら、私は本質でいけば、正直に言うと、あるものはとことん使ってやろう、そういう思いでいるもんだから、ただそういう部分の中で、今現実に壊れて全然動かなかつたんですけれども、現実に壊されるところを見たら非常にもったいない、本当にもったいないなという形の中で。

だから、この後、廃校も含めて、こういう形でやられたら困るから、いろいろ地区、要するにその学校、例えば通わせている生徒、PTAの方々との話とか何かはされていると思うんですけれども、地区民はプールを壊すという話なんて一つも聞いていないし、逆にこっちから行くほうですよ。西中のほうからは私は聞いていないです、地区民として、説明もなかったし。議員としては説明があったかもしれないけれども。

そういう部分の中で、もったいないという部分をちょっと考えてやってくださいという話です。まず、壊されたものはしょうがないですけれども、プール1つつくるのと畑を3,000歩買うのは、畑を3,000歩買ったほうが安いんでしょう、簡単な話を言えば。だから、いろいろ考えて、この後どうなるかわかりませんが、やっぱりある程度、あるものをなくすというのは私は間違っていると思うんで、必要なものはやっぱり今言ったとおり、私は必要だと思ったんですけども、圧倒的多数の中で要らないという人が、多分PTA関係者も含めた立場の中であそこに武道館という形になっているんだと思うんですけれども、でも将来的に時間がたてば、今言ったとおり、武道なんてのは20年前は必修なんて全然思わなかったから、だから何があるかわからないから、丁寧に大事に使って、補修できるものは使っていただきます。この機会に言うておきます。

終わります。

○田中敏雄 議長 質疑ありますか。

9番。

○9番（佐藤徳雄議員） 121号、122号、入札を分けた理由を教えてください。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 建物の位置も違いますし、できるだけ多くの業者さんに参加していただきたいという思いで分けておりますので、よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 9番。

○9番(佐藤徳雄議員) ちょっと契約内容を見せていただきましたが、完成時は同じですね。同じ会社の契約になっていますけれども、これは引き取り云々あると思いますが、大丈夫ですか。今、下請、孫請、大変問題になっていますので、その辺、ありましたらお聞かせください。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 先ほど財務部長が申しましたように、指名競争入札で行った入札ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 9番。

○9番(佐藤徳雄議員) そうでなく、完成時が3月21日になっていますので、両方。同じ会社でできるでしょうかという問題。

○田中敏雄 議長 教育総務部長。

○築山富 教育総務部長 大丈夫、完成できると思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第6、議案第122号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第122号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、平鹿の道路管理センターに配置予定をいたしております小型ロータリー除雪車1台の購入であります。

契約の方法は指名競争入札であります。購入金額は1,766万1,000円であります。購入の相手方は、横手市赤坂字沢口29番地、有限会社県南重車輛整備工場、代表取締役浦部賢逸氏であります。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第7、議案第123号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第123号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、小型動力消防ポンプ14台を購入することについて議決をお願いするものであります。

契約の方法であります。指名競争入札であります。購入の金額は2,058万円、購入の相手方は、湯沢市の株式会社旺住であります。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） いただいた資料によりますと、この納期限が8月28日になっておりますけれども、実際各分団に配備される時期はいつになるのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 納入されましたら、できるだけ速やかに分団に配布したいというふうに思います。よろしく願います。

○田中敏雄 議長 30番。

○30番（播磨博一議員） 実は、つい先だってですけれども、私が所属する分団の部長会がありまして、小型ポンプの更新は年次計画の中でやられておるということで、大体更新の時期が各分団でわかっています。この前の話では、今年ポンプが入る予定になっていると、でき得るならば、今訓練大会の直前になっておりますけれども、訓練大会に間に合うような形で何とかならないかというふうな話がありました。分団長の説明によりますと、実は9月か10月、いわゆる秋ぐらいになりそうだというふうな情報がその際に私にももたらされました。この議案をいただいたのはその後になって、これを見て今日聞いているわけですが、入札の時期の関係なのか、もっと早くできないのか。各地区の団長さんからもこういう要望、いわゆる大会前に配備してもらいたいという要望は、当局のほうにも伝えてあるというふうにも伺っておりますけれども、それについて、大会前の納入というのはいできないのかどうか、そこを願います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 入札の条件として、このように明示しながら入札を執行しておりますので、納期限としては8月28日というふうになります。今お話しされたことも含めまして、できるだけ早く納入していただくように落札業者のほうにはお話ししていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○田中敏雄 議長 30番。

○30番(播磨博一議員) 納期限がそうだとすれば、納期限をもっと前に持ってくるような形での入札ができないのかどうかということを知りたいです。

7月、来月になりますと、各地区において訓練大会が開催されます。講習会がその約2週間前、半月ぐらい前にあるわけで、それから2週間、それこそ消防団員が朝な夕なに一生懸命ポンプ操法なりを練習するわけです。新しいポンプを操作するといいますか、いわゆる機械の性能なり、あるいは操作方法なりを学ぶ絶好の機会でもあります。それこそ2週間じっくりそれにかかってやるわけですので、それを出場する選手のみならず、バックで応援する隊員もポンプに触る機会が非常に増えます。

これが秋の納期となりますと、講習会というか、操作方法の説明会みたいのが1回、2回あるわけですが、なかなか徹底されない、いわゆる覚え切れないでしまうというような形で、万が一の場合に非常に支障を来すようなことも考えられます。せっかくの機会でございますので、ぜひとも納期限を大会に間に合うような形で検討されるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、通常の年度であります、このように14台で議決をいただければならない事案でありますので、通常であれば4月に執行して6月議会には議決をいただいて契約できるようにというふうにして、そういうスケジュールで年度当初進めています。これからは、例えば臨時会とかさまざまなことも考えながら検討を進めたい、考えてみたいと思います。ただ、通常のペースであれば、議決を要するものは6月議会で議決をいただかなければならないので、それに合わせて入札日を設定して進めていくというのが通常でありますので、今後についてはいろいろ検討してみたいと思います。よろしくお願いします。

○30番(播磨博一議員) 団員の気持ちとしては、ぜひともその前にいただきたいというような気持ちが強いです。それが士気にも非常に影響するのではないかなというふうに思います。やっぱり現場の声を、そうだとすることをご理解なさって、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

28番。

○28番(柿崎孝一議員) この契約内容について1点ちょっとお尋ねしておきます。

今年のやつは、この数量のところはトーハツVC62BS型または同とあります。昨年はこのトーハツではなくて、ロビンのラビット、そういう製品が納入されていたわけです。いろいろな技術講習なんか我々も指導には当たるわけですが、やはり会社によって扱い方法が全く違くと。全国的に見れば、ロビンも多い。ですから、性能的には全然見劣りしないという去年も答弁をいただきましたが、現場のほかにも大会をやるときに、機械のセットの方法とか、さまざま統一したところでは支障を来すわけです。ですから、できるだけ横手市では1つのメーカーに統一した形で、いろんな我々が教える分にも教えやすいですね、同じ機種だと。そういうものをお願いしたいと思いますが、トーハツ

または同等というこの辺の意味合いをどのように理解したらいいのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 従来、このトーハツのポンプが多く入っておりまして、昨年も使っているポンプの種類でいいますと、能力はこれと同じくらいというふうなことで進めましたので、それと今年も同じような形であります。今年も落札したのはラビットであります、14台。昨年は使い慣れたトーハツのほうがいいのではないかというのが団長さん方の会議の中でもありましたけれども、実際に納入してみたら、ラビットでもそんなに違わなくて、むしろ予想外だというふうなお話をされる方も複数おりましたので、多分性能的には、実際に使った人方の声として、性能的にはそんなに変わらないし、大丈夫なのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

34番。

○34番（塩田勉議員） 今の部長の答弁なんですが、私はどうしても納得できない部分があります。というのは、実は議会で消防議員連盟もいろんな形で懇談会を設けています。各地区の団長さん方とも年に1回、部長も同席しているわけですが、やはり今まで大多数が同じメーカーのものを使っていて、同じようにやっていました。ところが、我が雄物川町の中でも、昨年の入札の結果別な機械が入りました。今と同じ納入業者の方ですが、実際に団員の話聞いてみますと、ちょっとやっぱり使い勝手が違うと。隣の部落のポンプとやはり同じようなポンプであれば余り差がなくて、いざというときに、火災等でもすぐできるわけですが、やはりどうしてもメーカーが違うと、今このように日中は各集落にもそれほどの消防団員がいるわけでありませぬ。2人ぐらいいればせいぜい水は上がるわけですが、それさえ困難な状態であります。そういうときに、やはりただ単に入札の制度によって横手市以外の業者も入札しなければできない、それは制度的にわかるわけですが、だとしたら、メーカーなりある程度のを指定しても私はいいのではないのかと。そのほうが使い勝手がいいという実態があるわけですので、そこら辺の配慮というのはなされないのかなと。私は去年の反省がなされていないのではないかなというふうに思うんですが、そこら辺をお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今の話は、春の団長会議でそういうお話を伺ったということでありますので、この点については間違いのないことであります。それから、使い勝手が違うというのは、それはあると思います。というのは、メーカーが違いますから。慣れない部分ではご不満もあろうかと思えます。一番心配されたのは、トーハツは近くに契約代理店があって、サービスも身近にできる。その点については、団長さん方から伺った話では全くそんな色ないというふうなことで伺っています。

機種指定をしますと、要は契約代理店制度ですので、機種指定をするということは店を指定するということにつながりますので、競争性が全然保たれないということになりますので、今後も特別な支障が

ない限りはこのような納入方法で臨みたいというふうには考えております。

ただ、団長さん方とは十分お話し合いをしながら進めていきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 34番。

○34番（塩田勉議員） 昨年の秋の私どもが団長さん方とやったときの懇談会では、先ほどの部長の答弁とは若干違っておりました。そこは確認させてください。

それと、消防のポンプとか救急車とかそういうものばかりでなくて、入札の件でいろんな形態があると思うんです。機械の購入なり車の購入なり建物の入札なり、いろんな入札があります。今、今日実際に一般質問でもいろんな補助金の問題なりいろんな問題で不満があるというのは、やはり今まで合併して、何か修正する部門というのが、箇所というのが少なかったのではないかなというふうに思うんです、入札ばかりでなくすべての面で。

ある人方、ふだん一緒に話をしているメンバーから言いますと、どうも横手市の行政というか進め方というのは、余りにもオープンにし過ぎて、市内の業者に逆に冷たいよと。湯沢とか大仙とかは我々は入札になかなか入っていけないよと、市のものに対して。ただ、横手の場合は営業所なり資格があればすべてオーケーだ。これでは地元の業者としてどうにもならなくなってしまうという話も結構伺っています、正直に言って。

今のポンプのことばかりではないわけですので、そこら辺はいろいろこれから進める上で、ある程度使っている人方の意見も十分に聞きながらぜひ進めていただきたいなというふうに思います。多分団長さん方の意見と団員の方々の意見とは、また違う意見が出てくると思います。私はそういうふうに確信していますが、これはこれであと終わってしまったことなので、総務常任委員会にかかるわけですので、どうのこうではありませんが、この後の進め方として十分な気配りをお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第8、議案第124号平成21年度横手市下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 平成21年度横手市下水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し

上げます。

平成21年度下水道事業特別会計に、下水道事業推進のため、平成21年度横手市一般会計からの繰り入れを2,220万円増額いたしまして、12億2,309万2,000円以内に改めようとするものでございます。

地方財政法6条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第9、議案第125号平成21年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

財務部長。

○高橋健幸 財政部長 ただいま議題となりました議案第125号平成21年度横手市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、総額にそれぞれ1億850万8,000円を追加いたしまして、その総額をそれぞれ482億393万3,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正予算は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業のうち、太陽光発電設備設置補助金など市民に周知して希望者を募集する期間を要する事業や、安全対策として早急に事業を実施することが必要な事業についての補正が主なものでございます。

それでは、内容につきまして歳出のほうから申し上げますので、6ページのほうをお願いします。

2款のほうです。1項7目企画費に、住宅用太陽光発電普及促進事業に3,000万円を計上しております。これは、先ほど申し上げました臨時交付金を活用いたしまして、地球温暖化防止対策を横手市として推進するために、市民が居住用住宅に太陽光発電装置を設置する場合、1キロワット当たり7万円を上限として助成しようとするもので、住宅用発電装置は3キロワットから5キロワットまでが主流だそうでございますので、上限といたしましては35万円の補助の上限を予定してございます。

次に、3款でございます。これは経済危機対策とちょっと違いますが、民生費、1項社会福祉費であります。今議会に既に上程しております一般会計の補正予算（第2号）におきまして、特別会計への繰り出し金について計上漏れがございました。まことに申しわけございません。このために、指定通所介護事業特別会計繰り出し金並びに介護老人保健施設特別会計繰り出し金について、この3号補正予算で繰り出し金を計上しまして、繰り出し金を合わせようとするものでございます。

同じく民生費でございますが、2項1目に児童福祉総務費に、児童遊園地維持管理事業費として1,527万2,000円を計上しております。これは、交付金を活用いたしまして、児童館児童遊園地の点検結果、危険な遊具についてはこれまで単独事業で改修、修繕等を進めておりますが、市内の26児童遊園地などについて、耐用年数等が過ぎておまして危険であるため、早急に撤去及び更新する費用、またフェンスを設置する経費について補正をお願いするものでございます。

7ページになりますが、8款4項5目下水道費で、下水道特別会計繰出金として2,220万円を計上しております。これは、山内の板井沢・土渕線の下水道工事による地盤沈下の部分の補修のため、補正予算（第2号）において既に1,000万円を計上してございますが、総額において3,220万円で路盤全体を完全に復旧するために今回繰出金を増額しようとするものでございます。

同じく土木費ですが、5項1目建築住宅総務費では、住宅リフォーム補助事業として3,000万円を計上しております。これは、地域の経済対策と中小建設事業所などの受注機会の拡大を図るため、市内で居住用の住宅をリフォームする場合に、工事費の15%を補助しようとする事業でございます。補助対象事業は50万円以上のリフォーム工事とし、建築後1年以上を経過した住宅で、賃貸住宅、店舗、事務所を除いた建物を対象として考えてございます。補助金の上限は、1件当たり50万円を予定してございます。

これが歳出でございますが、歳入といたしまして、申しわけありませんが、4ページのほうをお願いします。

歳入といたしましては、国庫支出金の臨時交付金に9,747万2,000円、先ほどの繰出金の財源として財調から1,103万6,000円を繰り入れまして、収支の均衡を図ってございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は一般会計予算特別委員会に付託いたします。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第10、議案第126号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第126号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,220万円を増額いたしまして、補正後の額を歳入歳出それ

ぞれ34億8,940万6,000円に定めようとするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

2歳入、5款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。今回2,220万円追加いたしまして、一般会計繰入金の補正後の額を12億2,309万2,000円としようとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款2項1目工事請負費に2,220万円を計上しております。これは、山内地域の市道板井沢・土渕線、板井沢地域における下水道埋設部の沈下修繕工事でございます。補正予算（第1号）では、特に沈下が著しい箇所100メートル部分についての工事費1,000万円を計上しております。今回追加として、地域活性化・経済危機対策交付金を充当いたしまして、そのほかの沈下が見られる延長366メートルについて路盤改良工事を実施し、道路の陥没等の危険を回避するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎請願、陳情委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第11、請願、陳情であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月18日から6月25日までの8日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月18日から6月25日までの8日間休会することに決定いたしました。

6月26日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分 散 会

